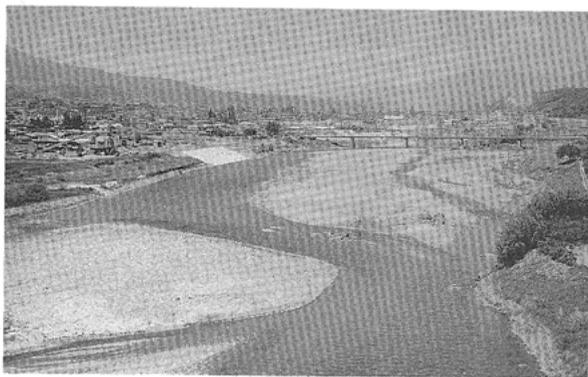


天龍川の水運

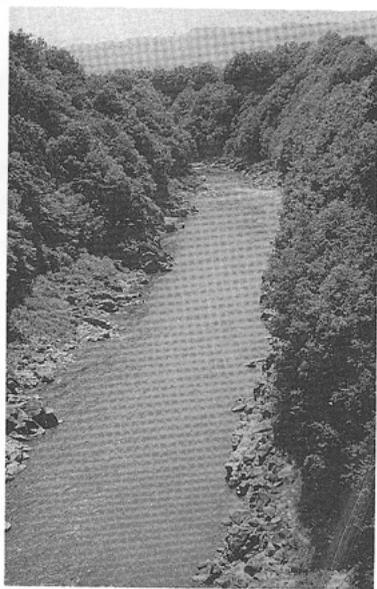
日下部新一

天竜川三態

▶ 飯田盆地の天竜川



▶ 天竜峽以南の天竜川



▼ 浜松平野部の天竜川

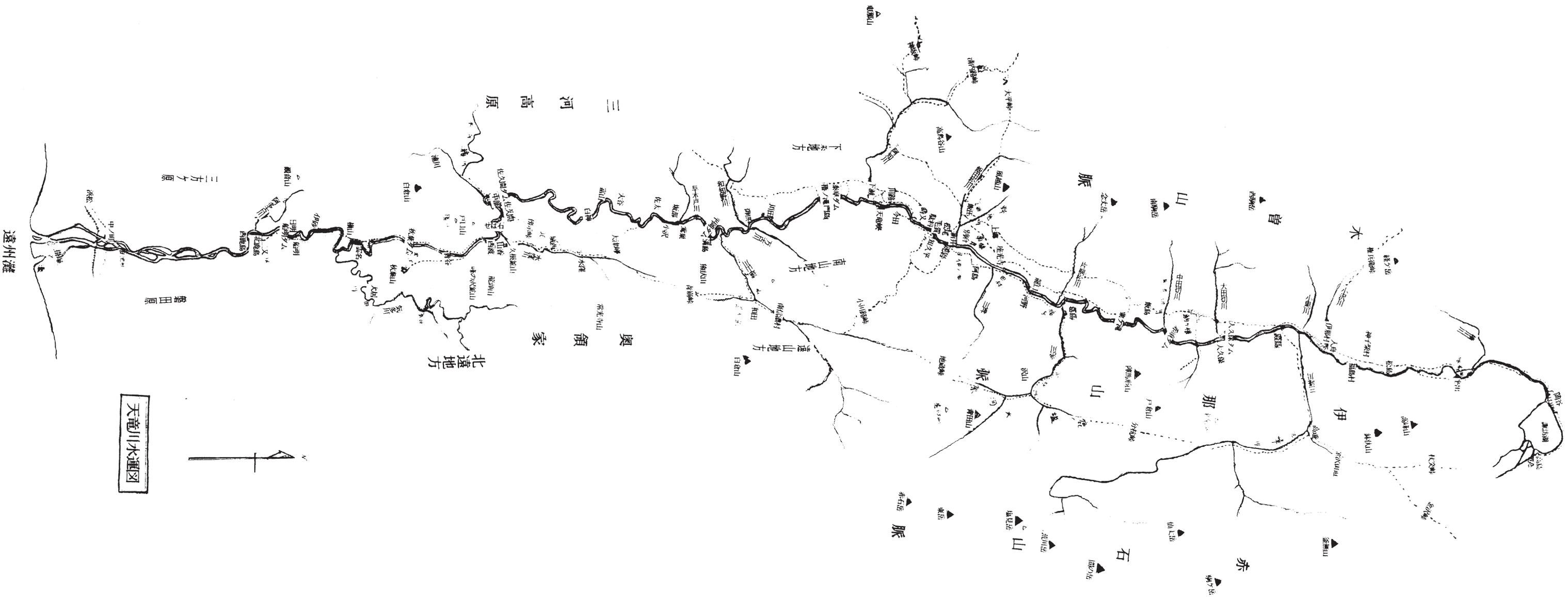


天竜川の水運

日下部新一

目次

一 木材運輸		
(一) 管流し	3	25
樽木について	3	
(二) 筏	4	31
樽木筏の疑問	9	32
筏経費	13	37
二 通船		
(一) 通船の発達と変遷	15	46
(二) 正木屋清左衛門の通船	16	47
川吟味	16	47
通船願書	20	47
諸勘定目録(経営計画)	21	47
(三) 御子柴村孫市の通船	23	50
通船趣意(願書)	23	51
反対運動		25
計画変更		25
(四) 船着き場		27
(五) 川普請		31
(六) 舟構造の進歩		32
(七) 舟株		37
(八) 通船組合		41
老水夫の話		46
支流通舟		47
遭難と信仰		47
(九) 輸送貨物と乗客		47
貨物		47
乗船客		50
あとがき		51



天竜川水運図



遠州灘

磐田原

三万ヶ原

三河高原

奥領家

北遠地方

南山地方

下桑地方

那山

脈山

赤

石

脈

伊

那

木

曾

山

脈

美濃湖

美濃

伊勢

那

能登

三陸

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

那

伊

木

曾

山

脈

石

赤

一、木材運輸

(一) 管流し

昔の道は牛馬が通ればよかったから、カーブがあろうが坂があろうがそれ程苦にならなかつた。しかし、大木を運搬しようとするとな馬の牽引力では不可能であるし、第一道が駄目だった。そんな時、川を利用するのが唯一の方法であった。

慶長十三年（一六〇八）京都に大仏殿を建てる時、角倉了以は鹿塩・大河原の松の良材を伐りだし、天竜川を流して大阪へ回漕したという。また、慶長十七年（一六一二）には、江戸城天守閣造営のため、遠山から長さ十七間の大木を伐りだし、江戸へ運搬したと『飯田万年記』に見える。これには天竜川を流したとは書いてないが、そんな大木は川流し以外に運ぶ方法はない。時代はずっと下るが、紀州徳川家では安曇地方から材木を伐りだして、江戸へ運ぶのに天竜川を下すからと、川沿いの村々へ触れ書きを出している（上郷岡田文書）。

こうした事例を見ても、近世初頭には天竜川はもう重量物運搬に大きな役割を果たしていたことがわかる。独り長大な木材のみでなく、短小な樽木も莫大な数量を悉く天竜川に流して流した。これを管流しといって、木材運搬の原始的ではあるが合理的な方法であった。

【樽木について】

ここで樽木について一応の説明をしておく必要がある。樹種は榎（さわら）・檜・杉などの節のない良材で、時代によって、その用途と規格が変わっているが、江戸時代の中期享保四年（一七一九）に、長さ三尺三寸、三方三寸、腹二寸と決められた（満島番所文書）。この規格は素材の有効な取り方からきているものと考えられる。

これは原木を三尺三寸に切って、それを図のように蜜柑割りにして、皮部と芯を取ると図のようになる。用途は、

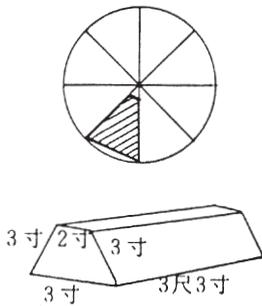


図1. 樽木のみかん割り

これをうすく剥いで屋根板としたのである。板葺屋根の耐用年数が短いので、その需要量は莫大なものになった。船明（ふなぎら・静岡県天竜市）の渥美家文

書によると、中泉八幡社の屋根葺き替えには一坪に樽木三十丁、百姓屋の場合は、坪当り四丁と記されている。戦乱の世が治まって、江戸城と江戸の城下町が造られるとき、諸大名もそれぞれ領国に城を構え、城下町を整備するようになって、建築資材はその需要が急増した。家康はこの点に目を付け、森林資源の多い信州や飛騨を幕府領とし、内陸政策に腐心した。このことが幕府経済の大事な一面であり、本題の天竜川水運の根源的なのでもある。内陸の豊富な森林資源を活用するために川を利用することが水運であり、大量の木材を手にして、資材を持たぬ都市大名に町人を通じて売り付け、幕府の経済の一助とした。

(二) 筏

筏の語源は、「鳥賊手」とも「浮き棚」ともいわれている。また、イカダは「ウキ」「アダ」と転記し、「イキアダ」となったともいわれる。新井白石は、イカ（大いなるダ）としている。その用途は、

- ① 舟の最も原始的なものとして、その上に物をのせて水上を渡すもの
 - ② 竹木材そのものを運搬するもの
- の二通りに考えられる。①について次の文書がある。

恐れながら由緒書を以って申上げ候

一 権現様甲州信玄公と御捕合遊ばされ候節 二 俣の御城並びに光明山・秋葉山・犬居筋まで御働き成され候時は 鹿島今津の渡舟別して昼夜に限らず 船越御奉申し上げ候 その節甲州方より忍の者夜中に参り 舟二十三艘の綱を切り流し 舟少々にて早速御勢越し渡しがたく御座候ところ 孫之丞大竹を以って筏を組み 舟筏にて御渡りなされ浜松へ御帰城遊ばされ候儀も御座候御事
元禄十年九月

遠州北鹿島村庄屋 七郎左衛門

内山七郎兵衛様 (中泉代官)

北鹿島村は現在の天竜市で、文中の孫之丞は北鹿島田代家の遠祖大角孫之丞で、七郎左衛門は田代家の元禄時代の当主である。元龜三年(一五七二)、信玄に攻められ浜松城へ退く徳川軍を急造の竹筏で渡して、その急を救った話である。『飯田細積記』には、万治年間遠州の飛騨市左衛門が筏で米を運んだということが出ている。また、天和二年(一六八二)、飯田藩では江戸廻しの米二百三十俵を筏で送ったと書いたものがあるが、米のように濡れてはいけないものは、筏で送ることはないと思う。天和二年から六

十八年後の寛延三年（一七五〇）に飯田藩では、江戸廻しの米を平谷・足助から矢作川を下して大層な経費をかけて送っているのを見ても、筏で天竜川を下すことはあり得ない。

恐れながら書付を以って申上げ候

一 権現様浜松御城御取立のとき 奥より御材木筏下し拙者祖父孫之丞 馬籠川まで乗下げ申すところ 権現様馬籠川にて御馬冷やしなされ 御直々御覧になり すなわち御誕に 木一本にも数百人の人足いるべく申す処にただ一人二人して大分の材木乗下し申す儀 近頃重宝なるもの共の由 御誕成され すなわち浅井六之介殿、小栗仁左衛門殿兩人に仰せ付け 御城へ召しなされ 御朱印頂戴仕り候 その上御米百俵麦百俵御拝領仕り候 御朱印の儀に御座候条 今度御継ぎ目の御朱印頂戴仕り候ように願ひ上げ奉り候 以上

慶安元年子六月十八日 遠州鹿島 孫尉印

御奉行所

家康が浜松城の大改修をしたのは、天正六年（二五七八）で、たまたま家康が馬籠川で馬の足を冷やしていたところ

へ、上流から大角孫之丞がたくさんの材木を筏に組んで乗り下してきたので、一本の木でも大勢の人足がかかるのに、一人二人で大量の木を運ぶ妙技に感心して、家来をやって孫之丞を呼び寄せ、褒美に米麦各百俵と朱印状を与えた。その朱印状を七十年後に書き換えを將軍家光に願ったものである。

*馬籠川は、天竜川が幾本にも分かれている一つで、今の浜松市の辺りを流れていた。家康が驚き感心する程だから、当時はまだ筏による材木運搬は普及していなかったらしいが、その後、年と共に発達し、天竜川上流地方の材木がどんどん下るようになった。森林資源は先に記したように、幕府にとって大切なものだったから、幕府は川を下る材木を調べるために元和三年（一六一七）、満島（下伊那郡天竜村）に番所を設けて厳重なチェックをした。その記録が番所役人の家（満島遠山家）に残っている。

時代は少し下がるが、次に載せる文書は番所の設けられた当時も同様の考えであった。

定

信州山内御料私料よりいで候諸木 大草太郎左衛門裏判手形のほか一切通すべからず もし、みだりにこれを通

し訴人これ有るにおいては たとえ同類たりというもそのとがを許し御ほうびこれを下さるべし 番人の儀は申すに及ばず相對仕り出候者まで穿鑿の上曲事申し付くべきものなり

元禄十二年卯六月

奉行 満島番所

この史料の大草太郎左衛門は飯島代官で、奉行は幕府の勘定奉行で幕閣の大蔵大臣である。御料は幕府領、私料は大名家や旗本領である。すなわち、信州の山から伐り出したすべての木品は、ことごとく飯島代官の裏判手形がなければ、満島番所を通してはならぬということを、満島番所へ申し付けたものである。番所役人はこの厳しい定めに従って、裏判手形に引き合わせて材木の樹種、長さ、數量を調べて相違がなければ通すが、少しでも手形と違うものは一切通さなかった。そうして、五年毎に番所通過の木材量を集計して、勘定奉行役所まで自身で持って行って報告する義務を負わされていた。

御番所諸木枰改め勘定目録指上ケ申木高寛

但寛文十一亥年御扶持方被下置候年より

山手形

一 木高十二万七千七百十八本 但寛文十一亥年分

右宮崎清太夫 宮崎太郎左衛門 設楽源左衛門裏判手形

山手形 百五十八通

一 木高十九万八千五百三十八本 但天和元酉年分

右設楽太郎兵衛 宮崎太郎左衛門 宮崎三郎兵衛裏判手形

枰数四千二百五十五艘

これは留帳の記載様式の一部を記したものである。一年間の手形数、手形発行者、総木数、枰数を記してある(表1参照)。見出しにある通り、満島番所役人は、寛文十一年から正式に扶持を与えられた。この表はその時からの文書資料によって作成したものである(庄屋は三人扶持、年寄は二人扶持)。記述が前後するが、満島に番所が設けられたのは元和元年(一六一五)で、最初は和田の遠山氏の支配であったが、遠山氏改易後、千村・宮崎(阿智)・市岡・設楽(飯島)兩代官の支配となり、天和三年から飯島代官支配となった。

天竜川には満島のみでなく、高遠藩の大久保番所(駒ヶ

享保二年 信州光島番人

寛文十一亥より年々御番所勘定目録木高留帳

西六月改

遠山五郎兵衛

表-1 満島番所通過木数表 (番所文書により作成)

年分	手形数	手形発行者		総木数	筏数	備考		
寛文11年	通	宮崎清太夫	宮崎太郎左衛門	121,718	本	双	番人扶持制となる	
〃 12		設楽源右衛門		129,774				
延宝 1		〃		110,930				
〃 2		〃		146,495				
〃 3		〃		157,546				
〃 4		〃		125,762				
〃 5		〃		231,672				
〃 6		〃		159,368				
〃 7	175	設楽太郎兵衛	宮崎太郎左衛門	172,234		4,755		
〃 8		宮崎三郎兵衛		237,020				
天和 1	158	〃		198,538		4,255		
〃 2		〃		172,657		3,841		
〃 3		設楽太郎兵衛	滝野十右衛門	193,986				番所飯島代官支配
貞享 1	148	〃		172,562		3,670		
〃 2		〃		222,369				
〃 3		〃		120,276				
〃 4	181	〃		236,511		6,754		
元禄 1		〃		254,947				
2		滝野十右衛門	太田作之進	305,075			飯島代官交替	
3	168	太田作之進		315,168		4,113		
4	147	〃		294,630		3,511		
5		〃		184,400		4,541		
7	149	〃		417,007		3,779		
8		〃		544,462		3,092		
9	115	〃		294,799		2,204		
11	160	〃		749,414		4,367		
12	166	太田作之進	高谷太兵衛	836,949		3,320		
13	161	高谷太兵衛		717,192		4,007		
14	143	〃		485,430		3,520		
16	126	〃		1,210,462		2,934		
宝永 2	184	〃		819,893		3,560		
3	83	〃		1,218,170				
4	137	〃		474,649		2,650		
5	133	〃		314,756		2,930		
6	116	〃		160,532		2,321		
7	108	〃		204,064		1,870		
正徳 1	98	〃		197,386		1,632		
2	100	〃		173,270		1,733		
3	71	高谷太兵衛	都築小三郎	126,580		1,334	飯島代官交替	
4	100	都築小三郎		314,011		2,157		
5	103	〃		157,000		1,421		
享保 1	117	〃		255,028		1,791		
1	141	都築小三郎	都築藤十郎	406,373		2,645		
2	100	都築小三郎		358,866		2,056		
2	41	都築藤十郎		47,507		529	飯島代官交替	
3	75	〃		136,113		1,534		
4	48	〃		54,173		898		
4	1	〃		7,659		253		

根市東伊那大久保)、船明役所(静岡県天竜市船明)、鹿島分一番所(天竜市鹿島)の四か所に川関所があった。上流の三か所は木材の取締まりであったが、鹿島番所は、家康の子頼宣が駿河大納言としてこの地を領していたので、その収入のため、鹿島を通る木材に税をかける目的であった。

本稿の狙いは水運が主であるから、四番所のうち、満島番所のみを上げて、他の番所は適宜必要事項のみを抽出することとする。

完全な表ではないが、この数字を見ただけでも驚いてしまう。三百二十年前に既に天竜川をこれだけの木材が下っていたのである。貞享四年(一六八七)には、筏が六千七百五十四双だから年間通じて一日平均約二十双にもなる。元禄十六年(一七〇三)と宝永二年(一七〇五)には百二十万本以上の木材が下っている。これも一日平均にすると三千二百九十本になる。この数字はあくまでも平均数で、実際は一日に筏が四、五十双、木数にしたら八千も一万本も下る日もあったろう。

ところで、この表を見てみると、木数と筏数は必ずしも比例はしていない。むしろ大変な矛盾が見える。例えば、貞享四年は木数二十三万余に対して筏六千七百余双なのに、

元禄十年は木数百二十一万に対して筏三千九百余双である。これを何と解釈すればよいのか。

昭和二十年代には、下伊那南部から静岡県にかけての天竜川では随所で筏を見ることができた。当時の筏は一双に杉檜ならば三十石、松は二十五石が標準で乗り賃を決め、それ以上の場合は一石について三十円(二十四年現在)の割り増し料金がついた。一石というのは、一尺角(約三十センチ角)長さ十尺(三メートル三センチ)のものである。運材に詳しい人に聞いてみたら、五トン積みのトラック一杯で二十五石とのことだった。筏一双は五トン積みトラックより多く運べるわけである。もちろん筏には一石の角材ではなく丸太材だから、三十石といっても六、七十本以上の木数になると思われる。そこで、第一表から第二表を作成してみた。

まず問題の貞享四年を見ると、筏一双の平均木数が三十五本だから、これは大きな材木である。それに対して元禄十六年は、筏一双の平均木数が九百十二本で、これは石見積りをしたら三、四十本で一石という極細の材や板でなければ、九百余本は積むことは出来ない。ここで一つの問題があるが、それは次に残して、この表から読み取る点をまず見ておくことにする。貞享四年の総木数二十三万余(第

表－2 手形と筏数の関係

年号	手形数	手形一通平均木数	筏数	筏一双平均木数	手形一通平均筏数
延宝 7年	175 通	584 本	4,755双	86 本	6.8 双
天和 1	158	1,256	4,255	46	26.7
貞享 1	148	1,165	3,670	47	24.8
4	181	1,306	6,754	35	38.7
元禄 3	168	1,376	4,113	76	18.1
4	147	2,000	3,511	86	23.3
7	149	2,798	3,779	110	25.4
9	115	2,563	2,204	133	19.3
11	160	4,683	4,357	171	27.4
13	161	4,454	4,007	179	24.9
14	143	3,394	3,520	127	25.7
16	126	9,607	2,934	912	23.3
宝永 2	184	4,435	2,560	230	19.3
4	137	3,464	2,650	179	19.3
正徳 5	103	1,527	1,421	110	13.9
享保 2	100	358	2,056	174	2.0
4	48	1,129	898	60	18.8

(二表)を手形数で割ってみると、手形一通平均木数が千三百六本となる。しかも筏一双に三十五本しか積めない大きな木であるから、これは莫大な量である。したがって、六千七百五十四双という前後にない筏数になった。この年は大量の材木を伐りだして一括して手形を受けるため、手形一通平均筏数が三十九双近くなっている。以上の点からこれと反対の数字を見せる元禄十六年がどんな木品を積んでいたかが想像できる。

なおこの表でみると、元禄頃から次第に細かい木品を筏に組むようになったことがわかる。その実例がある。元禄六年(一六九一)、遠州御前崎沖で難破した船の荷物が岸に打ち上げられ、海辺で名主が立ち会って調べたところ、飯田藩で天竜川を下した白木や竹や板などがあったので、浜辺で預かっているという「浦手形」がきた(上郷町下井家蔵)。

【樽木筏の疑問】

さてここで前に残しておいた問題を提起したい。天竜川の管流しについて前記したが、そのとき樽木についてわずかに触れておいた。伊那谷からは年々何万、何十万の莫大な樽木が割り立てられ、支配代官の命によって天竜川に入られて流し、下流でそれを上げて貯蔵した。樽木は小さな木

片であるから何万丁も一度に流すと、川岸に打ち上げられ
たり、石に絡んで残るものもできる。だから伊那谷の川沿
いの村々では人足を出して、後に残らないように絡んだも
のをはずして流す仕事をした。これを川狩り、または尻狩
りといった。樽木一丁首一つというほど厳しい取締まりで
あったから、川沿いの村々では単に労力だけでなく、後々
の責任を思うと恐ろしい仕事であった。それが享保十年
(一七二五)から遠州北右衛門の請負いとなって、川沿い
の村々は川狩り役が免除になった(百華園文書)。「以後
樽木は筏で流した」という。ここに疑問がある。

疑問点

- ① 北右衛門が請負ったから筏で下したとはいえない。
- ② 小さな木片を筏に組むことができるか。
- ③ 仮に組めたとしても天竜川の激流を筏が崩れないよ
うに乗り下せるか。

④ 平野部の失敗例

①について：川狩りは水面を覆って流れる樽木の後を
舟でゆっくり追って、一丁残さず流していくのである。あ
たかも羊飼いが羊の大群を追って、横へそれる羊を群れの
中へ追い込んでいく姿を思わせる。北右衛門が請負ったと
いうことは、村々の川狩り人足に代わって、彼の責任で川

狩りをしたのではあるまいか。

②について：筏を組み立てる(筏をかくという)には、
流れのない静かな水面に材木を浮かべて、一本ずつ藤蔓で
繋ぎとめる。一双をかくのに、藤蔓が上等品なら二十貫、
並品ならば二十五貫、縛りあわせた藤蔓が動かないように
材木へとめるU字形の鉄釘二百本、これで丸太材七、八十
本、三十石積みみの筏ができる。樽木は小さなもので藤蔓で
縛るとしても容易ではない。まして、鋸(かすがい)で藤
蔓をとめるなど思いもよらぬ。

ところが、宝暦年中(一七五一―一七六四)、遠山で駿
河屋新兵衛、浜名屋六兵衛が樽木百四十万丁と、筏下堅め
木一万四千本を出した記録がある(南信濃村史)。筏下堅
め木は樽木を筏に組むとき、まず堅め木を並べて筏を作り、
その上へ樽木を束にして積み上げ、それを藤蔓で結束した
ものと考ええる。堅め木一本に樽木百丁の割合である。樽木
筏は一双に千六百五十丁を積んだ(この資料は四の失敗例
参照)。

③ さて一応樽木筏が組み立てられたとして、果たして
無事に乗り下せるだろうか。天竜川は名だたる激流で、白
波をたてザアザアと騒がしく下る荒瀬(滝という)と漕の
交互連続である。滝場は大きな石がある。その石に乗り上

げたら、転覆するか藤臺が切れてバラバラになるかである。

「舟のトモ（艫）のり、筏のへ（舳）のり」という言葉がある。老練な人の乗り場所を言ったもので、舟の舵は後（艫）でとるが、筏は前（へさき）の權でとる。滝場を乗り下る筏を見ていると、へ乗りはスキ一の直滑降のように体を前に倒して、前方の波具合をみながら石を避けて必死に權をにぎる。波をかぶって全身水浸しである。豪快だが命がけである。舟は身軽に方向転換ができるが、筏は水に流されて下るので方向を変えるのが容易でない。ことに伊那谷南部（天竜峡以南）から浜松平野へ出るまでの間は、険しい山々の間を縫って下るので、屈曲が多く、川幅は狭く、滝場が多く極めて危険な場所であった。普通の運材筏でもこの難場を乗り下すのは大変で、間々遭難事故があった。まして樽木筏のような不安定なものを乗り下すのは無理ではないかと思う。ついでに付記したいのは、万治年間（二六五八〜二六六二）、飛騨市左衛門が筏で米を下したことや、天和二年九月飯田藩の御用米を筏で下したという記録は信じがたい。

④ では、南信濃村史にある筏下堅め木のことはどう考えるか、という問題がでてくる。次の資料を見よう。

筏乗りの者口上書

船明山短樽木七万五千丁この度江戸廻し仰せ付けられ
さる廿一日御樽木四万二千二百五十丁筏組み 段々乗り下
げ候ところ 船明村分十三艘の内二艘 日明村筏四艘の
うち三艘 渡ヶ島村筏五艘のうち二艘 鹿島村筏三艘の
うち二艘 鹿島村水神洲上下にて乗り損じ 御樽木散乱
仕り候につき筏乗り候者どもも損じ 筏に取り付き流れ
候ところ 鹿島両村（西鹿島・北鹿島）より舟人足早速
出し申し候て御樽木並びに筏乗りをも段々に引上げ申し
候ゆえ 乗り手の者どもは助かり申し候 もっとも近村
々え呼び継ぎにつき近村より舟人足出し御樽木取り揚げ
申し候 右の段早速御注進申し上げ候につき各様御越し
御改め成され候ところ御樽木不足に相見え申し候
一 拙者ども天竜川通り難所の儀はかねて存ずべき義
ことに拙者ども筏ばかり乗り損じ候義 難しく御心得
無精ゆえ乗り損じ候と相見え 不屈きの旨御吟味御座候
右水神洲の義 かねて難所に御座候ゆえ 随分大切に仕
り 乗り下げ候えども 先頃の出水にて川筋あしく山岸
へせりつき通り候て渦巻き候ところ数カ所これあり 存
じの外筏損じ迷惑仕り候 御樽木筏の義 ほか材木筏と
は相違 そうじて小物ゆえ乗りあしく 殊にこの度は短

樽木ゆえ別して筏ノりあしく 少々岩に当り候ても御樽木抜け出し申し候 筏乗り候義拙者ども渡世に御座候え 難所の義はかねて存じまかりあり 別して大切に精出し乗り申し候ところ 水勢強く岩に押し当て乗り損じ候旨申しあげ候ところ 外筏はさほどの痛みもこれなく少々痛み候ところ 拙者ども乗り候分 別して強く候え 筏乗り方あしく無精に相見え候段 仰せ聞かされ候そうじて筏乗りの儀 舟とは違ひ梶(舵)もききかね申すものに御座候ゆえ 右渦巻候ところえ乗りかけ候ても時により出よき時もこれあり または出悪しき時も御座候 拙者ども義は存じの外の難にあい 御吟味の上無精の様相聞こえ候義は是非に及ばぬ御義に御座候 右の通り御吟味につき少しも相違申さず候 以上

申八月(元文五)

船明村筏乗	武 助	渡ヶ島筏乗	文 七
	惣右衛門		太 平
	左 吉		弥 八
	平 作	茂左衛門	
日明村筏乗	権太郎	鹿島村筏乗	太郎兵衛
	平左衛門		権右衛門

六左衛門 長三郎
清 七 折 平
伊兵衛
五郎平

右吟味の趣 拙者どもも一回承知仕り候ところ相違御座なく候 右筏乗り申し上げ候通り 川通り難所の義かねて存じまかりあり 大切に乗り候義に御座候えども 水勢により渦巻候ところえ乗りかけ候ても無難に乗りだし候義もこれあり乗り損じ候義も御座候 舟筏共に右の通り乗り損じ候義に御座候 大切の御樽木村々第一の御役に御座候え かねて大小の百姓大切に相勤め候ところ この度の義申し上べきようも御座なく候 無精にて乗り損じ候にては御座なく候間 何分にも御了見成し下され候様願ひ奉り候 以上

申八月

船明村名主	喜兵衛	渡ヶ島名主	重兵衛
	組頭 七郎兵衛		組頭 孫右衛門
日明村名主	太郎右衛門	鹿島村名主	又三郎
			名主 七郎左衛門

組頭 五左衛門
組頭 甚右衛門

渥美 林五右衛門様

落合 又右衛門 様

(渥美家文書)

難所付けにある渚の危険性の実例である。

*註 この文書の渥美・落合両人は船明榑木役所の役人で、美濃久々利の千村平右衛門配下の者である。渥美の後裔は現在浜松市に在住。

船明(ふなぎら)は天竜川の上流から流してきた榑木を上げて貯蔵管理する役所のあるところで、浜松平野の北端からわずか遡った村、日明(ひやり)は船明の対岸、渡ヶ島は日明の下隣り、対岸は鹿島で、この四か村は天竜川を挟んで隣接している。船明山は榑木を積み上げてあるところで、別に榑山という。山の名前ではない。

文書の意味は、「榑山の榑木七万五千丁を江戸へ回せとあるので、そのうち四万二千二百五十丁を二十五双の筏に組んで乗り下げたが、鹿島村の水神渚のあたりで九双が乗り損じ、榑木が散乱してしまった。近辺の船乗りが出て集めてくれたが、不足してしまった。私どもは平生川の様子も承知していますが、お役人から無精だといわれて、是非も

ないことと思っております」と筏乗りがいつている。これについて四か村の名主・組頭が連名で、筏乗りたちは平生怠りなく注意しているのに、たまたまこんなことになったので、決して無精ではないから勘弁してやって頂きたいと書き加えている。

この事件後にも、船明から乗り出した筏が途中で榑木が抜けて不足になり、筏乗りや名主・組頭が罰を受けたことが時々あった。

船明から下流の川は、上流(天竜峡から船明間)の川とは比較にならぬ静かなものであるにも関わらず、こうしたことが起きている。

これら諸点から考え、享保十年から北右衛門が請負って、以後筏で下したということはうなずけない。先に疑問点①に記した通り、船明までは管流しであったと思う。宝暦年間遠山からだした筏下堅め木も船明までは管流しで送り、船明からの筏に使用したものと考える。

最後に筏一双の経費について記して筏の項を終わることにする。

【筏経費】

- ① 組立費(筏をかくという。二人で一日)約六百円
- ② 藤蔓(材木を縛りあわせる)上等品二十貫、並品二十

五貫、貫当り二十五円、約五百円

③ 筏かん（藤蔓が動かぬよう材木に止めるU字形鉄釘）

二百本、一本二円五十銭、約五百円

④ 櫂二挺（一挺百円から百二十円）約二百円

⑤ 乗り賃（二人二日）一人七百五十円、約三千円

合計 約四千八百円

満島から鹿島までの場合（昭和二十四年八月現在）

筏師の労賃は、組立費六百円と乗り賃三千円、計三千六百円で、そこから材料費（藤蔓・筏・かん・櫂）の千二百円を差し引くと手取り二千四百円で、一人分千二百円となる。これが三日間の収入で、日当四百円。そのほかに鹿島から満島までのバス電車賃百円がかかる。この電車賃は鹿島で權を売ると賄える。しかも一年中で雨の日や洪水などで仕事のできない日を除くと、年間の仕事日数は極めて少ない。激流を乗り下す危険を思うと全くその日その日が命がけで、「これは大変な仕事ですね」というと、「いやあ、なかなか面白い仕事です」という返事だった。この人達には、豪快なスリルに富んだ仕事が、打算をこえて止められない、男の世界だと感嘆した。

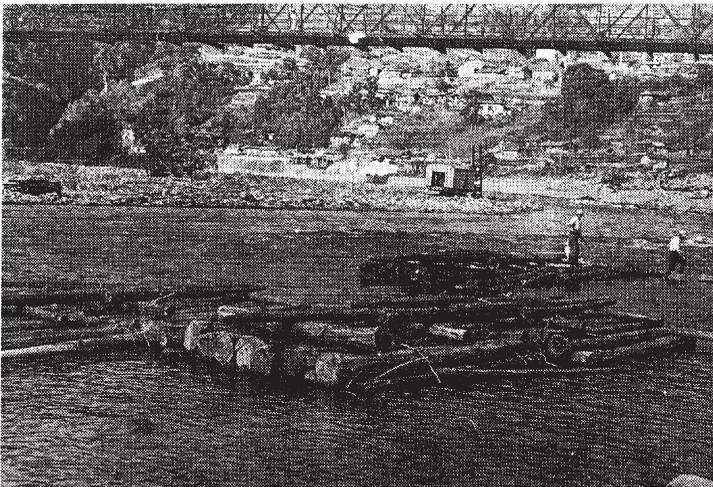


写真1 筏かき（満島：昭和26.9.22）

国鉄飯田線は開通していたが、佐久間ダムのできる以前はこうして筏が活躍していた

二 通船

(一) 通船の発達と変遷

天竜川水運の花形は通船である。時代によってその利用方法の相違はあるが、最も顕著な特色は、筏と違って上り下りともに利用できることである。ある時代には伊那谷南部から北遠地方幾万の人々の生命線であり、ある時代には内外文人墨客の詩歌・名文を残した。満帆に風をはらんで上る舟に、岩礁に舟を引く舟人、激流に竿を振るって駆け下る舟に絵があり詩があり歌があった。天竜川通船の歴史は、下流平野地方では古くから行われたであろうことは想像できるが、上流伊那谷では江戸時代からである。

武田の滅亡とともに南信地方の実権を手にした家康。そこには無限の山林資源と、悍馬のような天竜川があった。この悍馬を乗り慣らし、豊かな山の資源を利用することを考え、大堰川・富士川開発に実績を上げた京都の角倉了以に天竜川開発を命じた。

信州より遠州懸塚に至る 舟路見立候について

舟役の儀 仰せ付けられ候也

慶長十二未六月二十日

家康(朱印)

角倉了以

角倉船といわれる御朱印船をもって、東南アジア諸国と貿易までした了以も、暴れ天竜の開発は成功しなかった。家康の山林に注いだ目は、家康の死後も続けられた。そしてその施策を推進するには、天竜川を制御しなければならぬ。まず川を浚って川中の岩石を取り除き、寛永十三年(一六三三)、掛塚から殿島まで舟を引上げ、そこから川口まで舟を下したと「熊谷家伝記」に見える。当時すでに伊那谷には渡し舟はあった模様であるが、川下りに舟はこれが最初であろう。だがその後も川長け(かわたけ)一杯に下流まで流すことはできなくて、短い区間を恐る恐る試みに下したものと思われる。だから、寛永の舟下りはその後の川利用の試験と見える。通船というよりむしろ資源運び出しの試みらしく思われる。明暦四年(一六五八)三月二十日、高遠米六十二俵を虎岩村(現在飯田市下久堅)へ下したと下久堅村史にある。高遠米とは、高遠領内の米というところで、川沿いの米産地伊那部か殿島あたりから、虎岩へ売られたものである。川舟で実際に物を運んだ確かな

記録はこれが最初であろう。この間の天竜川は、下流の信遠国境あたりの川に比べて極めて穏やかである。こうして比較的容易な、しかも短い区間から始まって、次第に難所を乗りこなし長い区間へと挑戦して発達していった。

寛文十年（一六七〇）、別府村（現在上郷町）九十郎は、米百五俵を川舟で満島村へ送った。その領収書が飯田市本町の原家にある。さらに天和三年（一六八三）には中部（静岡県磐田郡佐久間町中部）まで米二十七俵を送った（原家文書）。この冒険に成功した九十郎は、その後度々中部まで米を送って、米のない水窪・城西・山香・佐久間の村々を潤している（語りつく天竜川『天竜川の橋』二十三ページ参照）。こうした九十郎の大胆な冒険の成功から、伊那谷の村々も順次川舟運輸に関心を高めていった。

元禄四年（一六九一）に今田村（現在飯田市竜江）では運送用に鵜飼舟三双を造り、美濃国加茂郡須賀村から作兵衛という舟乗りを招いて村に住みつかせた（二木家文書）。

これは今田村が天竜川舟運に積極的に乗り出したもので、当時の村起こし運動であった。こうした進歩的な考えは次第に広まり、江戸時代から明治時代まで、富士川の船頭を甲州鵜沢から雇い入れて川瀬の調査をしたり、実際の舟運に従事させている。このように庶民の間に舟運が盛んにな

り、米のみでなく様々の物資が川舟で上下するようになったのは、いくつかの原因がある。陸路の不備、馬に比べて大量運搬ができる、したがって運賃も安い、早い等々利点が多い。ただ一つの難点は危険度が高いことであった。

美濃の国高須藩は伊那谷に二万五千石の領地を持っていたが、その年貢米を川路から舟で積み出したところ、乗り出して間もなく金野（秦草村）で難船してしまった。延享元年（一七四四）のことである。そんなことから、飯田藩では寛延三年（一七五〇）江戸へ送る米を、平谷・根羽・足助を経て矢作川を舟で下げ、鷲塚から海路江戸へ送っている（松下文書）。九十郎が満島へ初めて米を送った時から八十年も後のことである。

川舟は便利だが怖いという意識は一般であったが、そんな時、勇敢な事業家が現れた。

（二）正木屋清左衛門の通船

【川吟味】

安永七年（一七七八）飯田町の正木屋清左衛門は、鵜沢の舟乗りを招いて、高遠から掛塚までの川吟味をした。

一 高遠より三峰川の間 手普請余程あり 凡そ五百工

- 一 伊奈より中沢・飯沼前・とくれん・粟ヶ瀧（写真）
右四か所少々宛普請あり 凡そ三百五十工
ばかり
- 一 粟ヶ瀧より市田まで 無普請 大珍重
- 一 伊奈より葛島まで 追々手普請 凡そ五百工
- 一 時又より阿智川渡へ上り下り半里余り少しづつ普請
あり 凡そ百工ばかり
- 一 こわ瀨 一丁ばかり 大普請 石屋凡そ百工
人足凡そ二百五十人
- 一 こわ瀨より横ねじまでの間一丁半石屋凡そ百五十工
人足凡そ二百五十人
- 一 横ねじより下きまで半丁上り下り石屋凡そ八十工
人足凡そ五十人
- 一 下きよりかつら瀨五丁この間少々普請
人足凡そ百人
- 一 かつら瀨より下に上り少しづつ普請
凡そ九十人
- 一 かつら瀨より団府ヶ瀨十五丁上り 普請両方足場悪
し 小普請 百五十人
- 一 団府ヶ瀨だら石少し足場小普請 凡そ百人
- 一 だら石より仏石まで二丁足場普請 凡そ六、七十人
- 一 仏石より大久保下尾張谷まで少しづつ普請
凡そ七十人
- 一 尾張谷より三丁下も下がる処大難場 西より東へ越
す所 ただし無普請は船人用心いたすべきなり
- 一 大島大セ川所大石六ツあり 切り取り
凡そ石工五、六百工
- 一 大島前少しづつ上り普請 凡そ三百人
- 一 地藏ヶ瀨より少し普請
- 一 双込の瀨よし
- 一 志ざくり前少々普請
- 一 砥石下りよし 上り少々普請
- 一 かまの瀨よし
- 一 満島上りよし 下り少々普請
- 一 柏の瀨よし
- 一 音無の瀨少しづつ普請
- 一 かかりの瀨よし
- 一 志やらぶの瀨よし
- 一 水神横渡し舟人用心
- 一 青石小沢前上り普請
- 一 さぶんど村よし
- 一 たか瀨よし

- 一 下タ高瀬よし
- 一 河内 この所大石五ツ切り取らせ
- 一 一番 上の方四方三尺切り取り ただし水かぶり
- 一 二番 三尺切り ただし水かぶり
- 一 下四番 大広ばん石 平八尺 向え横五尺切り取り
ただし半分水中なり
- 一 上三番 三尺切り 水かぶり
- 一 五番 丈ケ八尺 割りかけあり、切り取り
- 一 締め 石工千二百工 人足八百人
- 一 おお瀬のこんにゃく上り 下タこんにゃく少しづつ
普請
- 一 屏風ヶ瀬下少しづつ普請 凡そ二百人
- 一 せば石よし 舟人用心
- 一 四里ヶ瀬 少し普請
- 一 てき石 少し普請
- 一 山辻 上り下り少々普請 凡そ石屋百工
人足二百人
- 一 せっちん尻 上り少し普請
- 一 下せば石 舟人用心(写真)
- 一 ふくち前 少し普請
- 一 滝原 少し普請 しめて二百工



写真3 せば石 磐田郡佐久間町

飯田付近の2倍もある水がこんな狭い所
を走っている 難所中の難所



写真2 粟ヶ滝

水かぶり石が多く上伊那で一番の難所
飯島田本郷前

一 松島前 珍重珍重

一 松島に釜一つあり切り抜く 凡石屋二百工

人足百五十人

一 中部前 はかり石よし

一 竹の輪よし

一 せば石少し普請 凡そ石屋七十工

人足百人

一 払い沢 少しづつ普請

一 払い沢より青谷まで 無普請

青谷 ここにて時又二艘 一艘積み込み

雲名 ここにて青谷二艘 一つ舟に積み込む

この度新たに打たせ候舟にては二艘半一艘に相成り候

二 二千二百工 石屋

六千五百二十五人 人足

合 八千七百二十五人

(百華園文書)

これは鰍沢から来た船頭が調べた、高遠から下流までの工事見積書である。非常に細かく調べてあるが、川瀬の名が今と違うのが多く、どこかわからない所がある。例えば、門島の櫓の滝は明治・大正時代にも大変な難所として有名

な所であったが、この川吟味には出ていない。前後関係から見て、「大島大セ川所大石六ツあり」と記されているのがそれであろうと推測するほかない。また場所によって上り普請とか下り普請とある。上り普請は、舟を引く水夫の足場を作ること、これはすべて陸普請である。下り普請は川中の石を取り除いたり、川幅の狭い所へ突き出ている岩を欠いて、舟の通りをよくする普請である。「水かぶり」というのが一番危険で、上流から見ると水面が光って石が見えない。うっかりそれに乗り上げると、舟は裂けてしまふ。どうしてもこの石は取り除かねばならない。

正木屋はこうして川吟味をしたが、果たして川普請を手がけたものやら、残念ながら資料は見当たらない。正木屋がこの遠大な計画を考えている頃、伊那谷最大の輸送機関であった仲馬連中と宿問屋との激しい争いがある、幕府が間に入ってようやく解決という、有名な明和の大抗争があった。この争いはその後も時々火を噴いて、荷物の取り合いはいつ果てるとも知れなかった。そんな中へ同じ運送業の通船が荷物争奪に割り込むことに危惧を感じたのか、しばらく様子を静観し、やがて安永八年(一七七九)願書を幕府の道中奉行へだした。

【通船願書】

恐れながら書付を以て願ひ上げ奉り候事

一 堀大和守様領分信州飯田正木屋清左衛門申し上げ奉り候 先達て同所玄信と申すもの 飯田表天竜川通船御普請の儀につき 去る明和八年卯七月小野日向守様御役所え召しだされ 船通行の儀御尋ねにつき 委細書付を以て申し上げ奉り候 その後石谷備後守様御掛かり相成り またまた玄信安藏兩人召しだされ 通船の儀御吟味につき絵図面を以て御普請方申し上げ奉り候ところ 御普請仰せ付かり 御拝借金の儀も入次第御貸し下さる旨仰せ渡され候につき 有難く存じ奉り御請けしたく存じ奉り候所 その節飯田表にて 中馬出入り御公訴に相なり御吟味御座候につき、御普請の儀滞りなく出来（しゅったい）仕るべく心許無く存じ奉り 是非無く中馬出入り相済候まで御差し延ばし下しおかれ候様御願ひ申し上げ候につき 早速日延べ御免下しおかれ帰国仰せ付けられ候

右川長ケ（かわたけ）御普請所吟味の儀は 元來私、玄信兩人申し合わせ 先年甲州鰍沢より巧者なる船乗りども召し連れ罷り越し 飯田表にて一か月余さしおき 遠州掛塚まで川長ケ吟味仕り 普請致し方あらまし積もり

おき候 その後御検分のため菊地惣内様、川島藤八様、中村丈助様飯田表えお越し遊ばされ 御吟味のゆえ中馬前々通りに付け送り仕り候様仰せ付けなされ 飯田表は申し上げるに及ばず、遠近の国々まで有難く渡世仕りまかりあり候 その節天竜川川長ケも御検分遊ばされ候え 早速お呼び戻しもこれ有るべきやと存じ奉り候所 今年までも御呼出しもこれなく候につき 私この度まかり出で御願ひ申し上げ候 御吟味の上仰せ付け下しおかれ候はば 早速川普請仕り御普請に取り掛り 今年より三か年のうちに御普請成就致し 上下通船滞りなきように支度差し上げ申すべく候 もっとも御用荷物の儀は只今まで致し来たり候地舟にて御用滞りなきよう相わきま え申し上ぐべく候 なにとぞ御慈悲を以て右の趣聞こし召され 御吟味の上御普請仰せ付けられ下しおかれ候はば ありがたき仕合わせと恐れ入り存じ奉り候 以上

安永八亥八月

願人 清左衛門

御奉行所様

（川路 百華園文書）

清左衛門は中馬と問屋の争いを見、また仲馬連中からか

なりの牽制を受けたらしく、この願書と川吟味の書類と共に妻への離縁状をそえて妻を実家に預け、飯田町の宗門帳から自分を抹殺して、江戸へ出た。天明三年の文書に新宿の清左衛門とあるところから、この計画によって、どんな事態が起こるかもしれないと考えたのだらうと、関島松泉（百華園主）は書いている。妻子のことを思うと共に、幕府への願書の結果を知って、次の手立てを考えるため、江戸に出ているのが便利と考えたらしい。

一方、宿方と争っていた仲馬連中は、通船という新手の敵が現れたので、様々の訴えを起こした。また、川路村には既に四双の通船があって、諸荷物の運搬をしていたので、清左衛門に既得権を奪われまいと幕府へ盛んに運動をした。このような反対運動を踏まえて、天明三年（一七八三）七月、幕府は次のような裁決を下した。要約すると、

一 清左衛門は百双を限り、島田村新井から下流で行うこと

一 仲馬荷物は一切舟積みしないこと。ただし仲馬連と相談の上のことは勝手たること

一 川路村の四双の船は、従来通り通船勝手たること。
右四双は清左衛門の改印を受けるに及ばず、運上も差

し出すに及ばず

一 川路村では右四双以外に船を造ってはならぬ

一 川路村の四双には目印の旗をたてること

この裁決を見ると、仲馬稼ぎの生計も立つように、仲馬道から外れた島田村から下流だけを許可している。また、川路村の四双の舟は、松平撰津守（高須藩）年貢米運搬の刻印があるので、これは清左衛門の支配外に置くが、四双以上は認めない。ここまでは大体公平な裁決であるが、清左衛門にとって一番の痛手は、仲馬荷物は一切舟積みしないという点である。馬で運べないものといえば長大な材木ぐらいのものである。これでは経営が成り立たない。でも清左衛門は許可を得たので、新井（飯田市弁天：今の舟下り弁天港の近く）へ会所を建てて通船を開始した。これより先、安永八年願書を出す前に清左衛門の立てた経営計画書が残っている。

【諸勘定目録】（経営計画）

一 信州飯田天竜川筋島田村新井河岸にて 船積み場所
少し荒れ地も御座候 此松川端に家作仕り、土蔵付
きに五軒ほど作り、所々より積み出しの荷物預かり、

蔵敷きの儀は五日限一個につき蔵敷き三分づつ、舟積
入人足賃一分づつに相定む

一 高遠その他、上下荷物の儀は、新井河岸にて積み方
改め、口銭、諸荷物一個につき四厘づつに相定む

一 くし柿竹たがの儀は、一個につき蔵敷き一分づつ、
舟積入賃一個につき二厘宛て相決め受け取り申すべき
こと

一 五十石積みの新艘仕立て、新井河岸へ百艘と限り、
一艘につき舟連上一か年に銀百八十匁に相定む、尤も
盆前暮両度に、受取り荷物は先受取りより番組相立て
積入申すべく候

一 舟賃の儀は、新井より遠州掛塚まで下り一艘につき
つけはなし銀二百匁に相定む

一 掛塚より飯田新井河岸まで上り荷物、半分積み舟賃
銀百二十匁に相定む

一 新井河岸を離れ、高遠より掛塚までの荷物の儀は、
いずれの河岸にて積み出し候とも、米一俵につき銀四
厘づつに相定む、もちろん諸荷物一個につき四厘づつ
一 か月に舟下り四度、この蔵敷き米一俵につき二分
五厘づつ、五十石積み四度、都合五十艘分の蔵敷き一
か月銀二貫五百匁

一 か月下り諸荷物百個積み、この蔵敷き一個につ
き三分づつ、一か月四度の積み、一艘につき蔵敷き百

二十匁、五十艘分銀六貫

二口銀八貫五百匁

年内都合

銀百貳貫匁

この金千七百匁也

一 運上の儀は舟一艘につき一か年に銀百八十匁 都合
百艘の御連上合わせて金三百匁也

一 舟賃の儀は一艘につき一か月下りの分八百匁 百艘
につき都合銀八十貫匁

一 か年合わせて銀九百六十貫匁
金にして壹万六千匁也

一 掛塚より帰り舟賃の儀 信州新井河岸まで半分積み
にて舟賃百匁

一 か月銀四百匁 四度分百艘につき銀四十貫匁

一 か年銀四百八十貫匁 この金八千匁也

二口銀千四百四十貫匁

この金二万四千匁也

右の内にて一か年諸入用高積り

- 一 百五十匁 一か月 五人給金
- 一 三十六匁 一か月 五人飯米分
- 一 十五匁 一か月諸用

ノ二百一匁 一か月五人乗り
一 一か月下り四度

ノ八百四匁

百艘分 一か月 八十貫四百匁

この金千三百四十匁

一 一か年分都合九百六十四貫八百匁

この金一万六千八十匁也

舟代金十兩 但し一艘分一か年 金二兩 五か年限り札
極め

この代金二百兩

引金ノ一万六千二百八十兩

差し引き金五千七百二十兩余り

① いかにも甘い計算である。問題点を上げれば、
時又から掛塚まで、下りは一日（これも少々無理）だが、半荷を積んだ舟を六日で時又まで曳き上げられるだろうか。

② 仮に曳き上げられるとして、一か月に四往復しなければならぬ。そんなことが可能だろうか。しかも年間を通じて。

③ 五十石積みの舟に五人の舟乗りをつけられれば、常時五百人が必要である。そんなに舟乗りが得られるか。

④ 五十石積みの舟百艘が月四往復すれば、月間延べ四百艘、年間四千八百艘である。米にしたら百万俵以上である。そんな莫大な荷物があるわけではない。

⑤ 裁許の結果は仲馬荷物は積めなくなったし、新井から下流だけの運行となった。

まだまだ問題点はあるが、これだけ見てもいかにも机上の計算で、実際的ではない。これでは初めから不可能とわかっていて、いつまで続いたのか、その終わりは不明である。

(三) 御子柴村孫市の通船

【通船趣意】(願書)

清左衛門が通船許可を得た天明三年から四十年後、文政六年(一八二三) 御子柴村(現在上伊那郡南箕輪村) 孫市は、諏訪から掛塚までの通船願いを松本藩役所へ出した。

恐れながら書付を以って願上げ奉り候

松本御預り所

信州伊那郡御子柴村

願人 年寄孫市

一 天竜川通船百艘

右願人孫市申し上げ奉り候 信濃の国の儀は山国にて

通船御座なく他国売買の諸品 牛馬を以って付け送り候
につき 駄賃そのほか、多分の諸掛りこれあり、元方仕
入値段と売り捌き値段は格別の相違にまかりなり、通船
の国々に引き比べ候えば雜費計りがたく、国中の困窮と
存じ奉り候 書面の天竜川の儀は、当国諏訪の湖水より
流出し遠州掛塚湊へ落ち入り申し候につき、この川筋に
通船相定め、諸品運送仕り候はば 莫大の国益と相成る
べしと存じ奉り候 もっとも、当国飯田御城下より川下
り僅かの間鶴飼舟これあり、諸品運送致しきたり候えど
もいささかの儀にて 一国の潤いには相なり申さず こ
れにより願い上げ奉り候は 前書の通り 飯田より川下
まで通船仕り来たり候はば この度川上僅かの間新規に
通船致し候までにて 右諏訪湖水より遠州掛塚湊まで書
面の通り通船御許容蒙り 他国売買の諸品運送仕り候え
ば 村々莫大の利潤に相成り 国益と存じ奉り候間 少

分冥加永く差し上げ奉り候 諸品運送仕り国中の融通に
まかりなり候様仕りたく存じ奉り候 御慈悲を以って川
筋村々召し出され 御糾しの上、願いの通り仰せ付け下
し置かれ候はば広大の御慈悲ありがたき仕合わせに存じ
奉り候 余は御尋ねの節、口上を以って申し上げ奉りた
く候 以上

文政六未年十二月

松本御役所様

御子柴村をはじめ箕輪諸村は幕府領で、当時松本藩の預
かりになっていたので、願書を松本へ出したのである。

願書の趣意は、信濃国は山国で船の便がないため、牛馬
の背で物資を運んでいるので運賃が高につき、他の国々よ
り物価が高く、庶民は困窮しております。天竜川を利用し
て通船をしたなら、国内は莫大な利益になります。飯田御
城下から下流には少しばかり通船もあります。わすかだ
一国の潤いにはなっていません。よって諏訪から下流まで
船を通じたら村々が潤い、国益となります。そのときは冥
加金も差し上げられると思います、ということである。

この願書にはいくつかの問題点が目につく。「飯田御城
下云々」は正木屋のことで、既に幕府から許可を得ている

既得権者であるのに、孫市はそれをも犯して掛塚までの通船をしようとしている。一方から見ると、正木屋の通船は有名無実の状態であったとも見える。「牛馬の運搬では物価が高く」は中馬連中には聞き捨てならぬ生活権問題である。

孫市のこの意見は、松本藩としては耳よりな話なので、この通船に関係のある松本・高嶋・高遠領内の村々の意見を質した。飯田や高須領内の意見を質さなかったのは、上流地方の権利を取り付けて、既成事実を先ず固めてからとの、松本藩の考慮であろう。

【反対運動】

この計画に対して、諏訪・上伊那のほとんどの村が反対であるばかりでなく、木曾の十一宿も反対であった。理由は、

- ① 中馬稼ぎの荷物がなくなる。
- ② 大量の米が他地方に流出して米不足になる。
- ③ 諏訪湖の水はけが妨げられ、浸水の恐れがある。
- ④ 伊那の米が木曾へ来なくなる（木曾十一宿の反対理由）。

この反対理由を挙げて、村々では上訴した。孫市は村々を納得させようと奔走し、藩や幕府にも反対者の説得を願っ

た。幕府では元来内陸運輸の必要性を認めていたので、正木屋の通船が思わしくなければ、これに代わるものがあったてもよいわけである。そこで幕府は村々の反対者を江戸に呼出し、相対で話し合っ解決するように命じた。約百日に及ぶ対決の結果、幕府は孫市の願いを却下した。

【計画変更】

だが孫市は諦めなかった。対決の結果を考慮に入れて更に案を練り、木下村（上伊那郡箕輪町）の弥四郎と相談の上、計画を変更して再度願書を提出することにした。変更の主な点は、

- ① 通船の区域を平出（上伊那郡辰野町）から下流とする（諏訪の反対に答えた）。
- ② 国産の品々のうち、中馬では運べない丈長のものを舟積みする（中馬に対する答え）。
- ③ 各藩の江戸廻米は格別、商用米穀は舟積みしない（諸藩の命令によって江戸へ送る米は舟積みするが、商売用の米は積まない。中馬および木曾十一宿に答えたもの）。

これで一応反対理由に答えたことになるので、大体の話はついた。ここまでは松本藩の指導がかなりあったらしい。それは、孫市と弥四郎が片桐村（上伊那郡中川村）か

ら松島村（上伊那郡箕輪町）までの村々の百姓と話しあって、覚書を取り交していることで、掛塚までの通船ならば、当然下伊那地方の村々とも交渉しなければならぬはずである。ところがそれをしていない。これは先に記した通り、正木屋の既得権のある場所へそれを無視したような問題を持ち込むことは、いたずらに事態を紛糾させるばかりで、成功への得策ではないと考えた松本藩の政治的指導と考えられる。孫市に対しては、いずれ掛塚までの通船許可が得られるように尽力してやるが、当面正木屋を刺激しないように通船区域を考慮せよといった内々の指導と了解があったことが見える。

文政九年（一八二六）七月、孫市は再度願書を出した。これに対して幕府から同年九月、天竜川通船御札方という肩書きで、勘定奉行柴田岩次郎、御普請役北村栄蔵、桑田儀兵衛の三人が伊那谷へきて、沿岸村々の検分をした。松本藩と孫市の間には了解事項があっても、幕府役人は下流までの検分をしなければならぬ。この検分に対して島田村（飯田市松尾）毛賀村（同）駄科村（飯田市竜丘）時又村（同）はいずれも故障なしと答えたことが「島田記」に明記されている。この検分が終わっても容易に許可はなく、文政十三年（一八三〇）ようやく許可が出た。孫市が最初

に願書を出してから七年後の悲願成就であった。

だがせっかく許可は得たものの、この通船事業は最初から無理があった。正木屋にしても孫市にしても、中馬荷物は積まないということでは、所詮経営の成り立つはずがない。孫市もわずか六年で経営困難のため天保六年（一八三五）廃業してしまった。伊那谷の通船業を阻害したのは中馬連中である。孫市は廃業しても手にした通船の権利はしっかり握りしめたまま世を去った。

やがて、嘉永六年（一八五三）大久保村（駒ヶ根市東伊那）の伝之丞と市作両人は孫作（孫市の息子）の依頼を受けて通船を始めたが、一年で閉業してしまった。孫作は権利だけは持っていても通船をやる気はなく、通船事業を希望する者に名を貸して、冥加金を取っていた。こうして各地に舟株持ちができ、少区間の運送をする者が段々できてきた。

万延元年（一八六〇）虎石村（飯田市下久堅）の九八郎・栄作・利右衛門の三人は通船冥加金三両を孫作に支払っている（下久堅村史）などその一例である。

明治になって伊那県では天竜川交通を重く見て、天竜開港係を置き村々の舟数を調べたり、係の西岡五郎右衛門は、飯島から掛塚まで下って視察し、舟賃を決めた。

明治五年（一八七二）、岡谷の尾沢辰之助は鵜沢の船頭を雇い入れて、掛塚までの通船を始めた。これは同十二年まで続いた。

明治二十年代以降は、陸上交通の発達とともに水運にも変化が見られた。明治二十二年（一八八九）東海道開通、同二十五年（一八九二）伊那街道大改修、同三十八年（一九〇五）中央東線開通などが行われ、なおまた明治十年代から順次人力車・自転車・荷車・運送馬車が現れ、辰野から伊那街道を運送馬車の列が飯田町へ流れ、下伊那方面の物産が辰野駅へ運ばれるようになった。これで飯田以北の川舟はほとんどその使命を終わった。ただし、天竜川に橋がないため、竜東地域への物資輸送の舟が数年動いた（『天竜川の橋』参照）。

しかし、下伊那南部山間地から静岡県北部地方は道路が不備で、陸上運送に頼れないため、通船が唯一の生命線である。ことに上流地方の陸上運輸が盛んになるにつれて、下流地方への物資も多くなり、通船は一層賑うようになった。こうした状況になると独り物資のみでなく人の往来も頻繁になり、明治二十六年十二月、時又から中の町（浜松市）間の定期客船が毎月一・三・六・八つまり一か月十二回下るようになり、その豪快なスリルに富んだ舟旅が評判で、内

外の人々の貸し切り舟による観光も盛んになった。

天竜川水運の全盛期は、江戸時代中期の筏と、明治中期以後から大正時代の通船であり、その後水運区域は上流から次第に狭められた。昭和二年（一九二七）宮田と東伊那間の大久保ダム、同四年赤穂と中沢間の赤須ダム、同九年泰阜ダム、同二十七年平岡ダム、同三十一年佐久間ダム、同三十三年秋葉ダム、同五十一年船明ダムと、上流から下流へ順次七か所にダムができて、川は短く区切られ水運は全く止んで、小区間の観光舟下りがわずかに残るのみとなったが、天竜川は水運に代わって、大発電と大灌漑および家庭ならびに工業用水として近代的に利用されている。

（四）船着き場

通船にはどうしても根拠地がなければならない。港である。港の条件は多様であるが、次の条件は欠かせない。

- ① 比較的広い後背地を持って、物産の多いこと
- ② 陸上交通の便利なこと
- ③ 川瀬の穏やかなこと
- ④ 上下船着き場の間隔が適當であること

以上の条件が完全に揃うわけではないが、自然発生的に船着き場となったところは、入舟・時又・満島・中部・川口

(鹿島)中ノ町・掛塚の七か所が主な所で、その他時代や季節によって賑わった舟着き場もある。明治五年岡谷から舟の出た当時の平出、年末になると夥しい柿の出る大島(阿南町富草)、秋葉信仰の盛んな頃の戸倉などはその顕著な例であるが、その他、御供(阿南町)西渡(佐久間町)等々がある。

主要な舟着き場に欠かせないものは、問屋・旅館・船宿(船頭宿)・飲食店・荒物雑貨屋などである。問屋は上り下りの着荷および出荷の取り扱いと、それに対する敷金の徴収、着荷の届け先の世話、船頭との交渉などおおよそ港における主要な仕事を取り仕切る要職であると共に、乗船客の要望にも応じた。以下七つの港について、その大要を記す。

入舟 (写真)

伊那谷を南北に貫く幹線伊那街道に沿い、高遠から甲州街道に通ずる金沢街道と、権兵衛峠を経て木曾に通ずる街道の分岐点で、しかも天竜川に沿って地の利を得ている。入舟とは、上流の岡谷・平出・松島などから出た舟が入る港の意味で、明治以後の名前である。明治の終わりに近い頃ここの中村回漕店は、時又までの舟を出して盛んな営業をした。



写真4 伊那市入船町

時又 (写真)

緩やかな広い川瀬は絶好の舟着き場で、飯田城下からはいささか離れてはいるものの、古くから飯田藩ではこの港を利用し、また江戸時代にはここに公用渡船があって、竜東数十か村の集まる交通

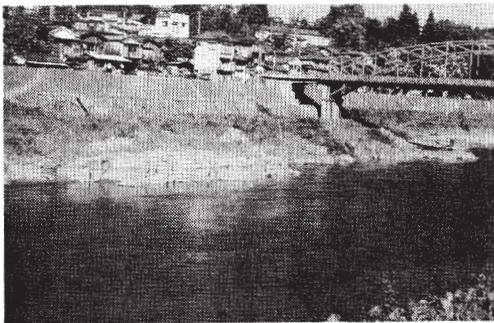


写真8 時又港

上り下りの貨物と乗船客で賑わった。

の要地で、明治以後も回船問屋丸文（伊原氏）、旅館梅の屋、船宿松川屋などがあり、対岸の今田地区にも丸島屋、丸木屋、天竜館などの旅館もあった。天竜下りで有名になった明治・大正期の舟は全てここから出た。

満島（写真）

播り鉢型に四方を山に囲まれた地形で、その底を天竜川が半周している。遠山谷の入口に当たり、徳川初期から白木番所があって、明治以後も遠山六か村の消費物資の着く

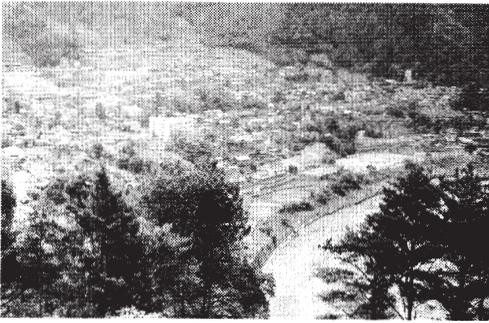


写真6 満島

飯島代官支配の白木番所があった。江戸時代には年間六千双もの筏が下った年もある。明治・大正時代には王子製紙関係で賑わった。

場所であり、

木材を主とする山の産物の輸出口であった。

満島は時

又・中部の

中間の要地

であったが、

耕地が乏し

く、山で働

く人と川で

舟や筏で働

く人が多い所だった。

明治二十四年（一八九一）には船頭七十七人に舟七双、大正二年（一九一三）には舟乗り・筏乗り合わせて二百二十人もいた。ここには、ハマシヨイ（浜背負い）という婦人達がいて、舟の着く度に川端に下りてきて荷物をしよい、遠山まで三里の道を運んだ。他の港ではほとんど見られない眺めだった。問屋は花田、宿は田村旅館があった。

中部（写真）

長野県を離れた天竜川は、愛知・静岡両県境を流れ、やがて静岡県に入り、清流大千勢川を合わせるとそこに中部がある。ここは周りを山に囲まれているが、小盆地になって川瀬も緩やかである。静岡県最上流部の舟着き場で、早瀬・浦川・半場・佐久間・中部の船頭の拠点となっている。時



写真7 ハマシヨイ風俗



写真8 中部（磐田郡佐久間町中部）

信州と遠州の水運の接点で、舟下りの乗客はここで遠州の船に乗り換えた。王子製紙の工場があった当時は特に栄えた。屋並みの向こうが港だったが、今は佐久間ダムのために天竜川には水がほとんどない。

又から下ってきた舟の乗客はここで静岡県の舟に乗り換える場合が多かった。長野・静岡両県の船頭の接点であった。古い港町の様子が今でもよく残っていることは、古くから港町として栄えていたが、最盛期は明治三十二年（一八九九）に王子製紙がここに工場を建ててから大正十年（一九二一）頃までである。上流遠山地方から夥しい木材が伐り出され（伐採人夫千二百人）、筏の行列が連日ここに着き、紙舟がしきりに下った。王子製紙が原料木材を伐り尽くし

て北海道苫小牧へ移り、昭和十二年（一九三七）飯田線（当時は三信鉄道）が開通してから寂れてしまった。

二俣

北遠地方の深い谷間を縫って下った天竜川が、山を離れて広い平野部に出ようとする所に、二俣町（天竜市）がある。浜松城下まで六里、代官所の中泉まで五里半、見付へ五里、袋井も五里と東海道沿線の宿々を結ぶ扇の要の位置にある。ここは古く中泉代官所支配の番所もあった。明治以降の川下り舟の多くはここが終着点であった。

掛塚

天竜川が遠州灘に注ぐ所にあった港町で、ここは上流の港とは趣が違って、川舟から海上輸送の大型船に積み替える港町で、大きな問屋や材木商や海運業者がいた。明治二十年頃は掛塚から積み出す木材が年額二十万石といわれ、親船を持っていた人々が共同して掛塚商船会社を経営した。最盛期の明治二十七、八年頃には全部で七十五杯ほどあって、五杯の人が一番大きく、三杯二杯の人が多かった。船は七、八十トンが一番多く、百トン以上は極く少なかった。明治二十二年（一八八九）東海道線が開通し、同二十五年（一九〇二）中ノ町に天竜運輸株式会社ができ、天竜川駅が同三十一年（一九〇八）に開設されると、掛塚は全く置

き去りにされてしまった。川瀬もすっかり変わって、昔栄えた港は小さな水たまりとなり、本流ははるか西に移ってしまった（掛塚住 稲勝清三郎氏談）。

（五）川普請

舟着き場は前記の通り自然的条件によって決まるが、港がどんなに良い条件下にあっても、川全体が良い条件にならないと水運は発達しない。難所を改修して安全な川にすること、川岸を歩きよくして船を引く便を考えなければならぬ。水陸両方の改修整備が必要である。難所の中でも一番危険なのが滝場の岩石である。これを取り除くため昔から様々の工夫をした。川幅の広い所なら川を付け替えることもできるが、天竜峡以南のような峡谷の滝場ではそれも不可能である。図2は、滝場普請の様子を見せている。岩の周りに船を繋ぎとめ、高い櫓をたてて重い鉄柱で搗き砕くもの、浮石に綱をつけて岸へ引き出すもの、長い柄をつけた鑿で岩を割るなどいずれも困難な仕事であった。小さい浮石は、長い柄をつけた川熊手を使って川下へかき寄せながら岸へ寄せた。

このような海戦術で天竜川全域にわたる普請は到底できないので、小区域を限るとか、特別な難所のみを重点的



図2 川普請の図（大正2年文部省修身書より）

に行った。明治五年の岡谷の尾沢辰之助の川普請は、岡谷から辰野までのものらしい。その後も問屋や船頭仲間で小部分の普請は行われたが、大がかりのものとして、明治三十三年金原明善の時又から掛塚までの上下普請、同三十六年王子製紙会社の川浚いなどが主なものである。

こうして多くの人々が時代時代に川普請をしているが、やはり完全な普請はできなくて、大正八年（一九一九）平岡村（下伊那郡天竜村）と大下条村（下伊那郡阿南町）の通船組合員は、難所中の難所と恐れられた櫓の岩石破砕工事をやった。工事の実際についての記録はないが、次の記録はある程度その実情をうかがうことができる。

火薬類譲受け許可願

一 火薬種類および数量

一 ダイナマイト

一 導火線

一 雷管

一 使用目的 天竜川筋櫓滝岩石破砕工事に使用

一 使用場所 下伊那郡富草村大字大島地籍天竜川櫓ノ滝

滝

一 使用期間 大正八年一月十日ヨリ三月二十日マデ

毎日午前八時ヨリ午後四時マデ

一 貯蔵方法 譲受け火薬ハ下伊那郡平岡村二百八十八番地

番地

天竜川運輸平岡組所有仮貯蔵所トス

一 使用方法

ソノ日使用ニ必要量ニ限り貯蔵所ヨリ分割シ来タリ、コレガ運搬ニ際シテハ木製ノ箱ニ入レ、各種類ハ各別々ニ装置シ、且つ取扱イハ特定者専従ス（下略）

大正八年一月五日

大下条村八十二番地 南島兼太郎 印

富草警察分署長 殿

（南島家資料）

櫓の滝の破砕工事だけでもダイナマイトを使って二か月以上もかかっていることを思えば、全川普請など到底出来ることではなかった。部分的重点的に長い年月の間に順次改修されていったものである。こうして川の状態がよくなるにつれて、船の改良も進んでいった。

（六）舟構造の進歩

満島（下伊那郡天竜村）の老船頭熊合啓一氏は、生涯天

竜川に生きた有名な人だった。この人に舟の話の時々聞いた。同氏は、次のように話してくれた。

「天竜川の最初の舟は高瀬舟で、その後明治になって木曾川や長良川の船頭が天竜川で渡世するようになると、鵜飼舟が入ってきた。この舟が明治から大正初期まで使われたが、下流地方では更に改良したサッパという舟が作られた。この舟が伊那谷へ姿を見せたのは金原明善が天竜川の破水工事（川底の石を割ったり浚うこと）を行った明治二十五年以降である。そして順次鵜飼舟に代わってサッパ時代になったのは、大正から昭和の初めである。

高瀬舟は材料が頑丈で浅い川には不適當で、積載量も米なら二十俵が精々であった。鵜飼舟はそれに比べて吃水が浅く、浅い川にも適し、積載量もぐんと増えて五十俵積むことができた。ところがサッパになると更に吃水も浅く、積み荷も七十俵積めた。何より助かったのは、川を遡る時、高瀬や鵜飼は四人でなければ上れなかったが、サッパは三人で十分だった」

私はもちろん高瀬舟は見たことがない。しかし、ここに熊谷氏の話を裏付ける資料がある。

宝暦元年（一七五一）十二月葛島村（上伊那郡中川村）で、渡船造り替えのため、飯島代官所へ建造費の申請書を

出した。葛島渡しは公用であるから、代官所を経て幕府から費用を貰うためである。

天竜川通り

一 渡船 壹艘造り替え 長さ六間半

中梁にて 六尺

深さ 貳尺壹寸

右入用

敷板 杉または唐松板 十枚 長さ丈五尺五寸

幅壹尺 厚さ四寸

代 永二貫八百九文四分

但し一枚につき永二百八十九文四分四厘

これは道敷き長さ五間 横中梁にて五尺の

所、継ぎ手五寸入れ違い

五枚即二継ぎ分

両縁板 十二枚

内八枚 長さ壹丈五尺五寸

幅壹尺四寸 厚さ二寸七分

代 永二貫六百二十壹文 （下略）

敷板の厚さ四寸、両側の縁板の厚さ二寸七分、これは驚

くべきものである。高瀬舟の造りが想像できる。

鵜飼舟は、昭和二十四年現在、伊那谷に一艘だけあった。座光寺村(飯田市)佐々木猪之吉氏の所有で、知久平(飯田市)吉沢助次郎の建造であった。この船は舳(へさき)と艫(とも)のかたちがよく似ている。敷板は測れなかったが、縁板(胴板)の厚さが三・四センチ程度で高瀬舟の二寸七分と比べると半分以下だから、敷板も多分四センチ程度であろうと思われ、高瀬に比べると随分軽快であったに違いない(図3参照)。

さらに改良されたサッパは、図3にみるように艫に平板がなく、側面図で見ると艫が一段高く上がって流線型とも見え、いかにも軽快である。吃水が浅く積載量が多い最も進歩した舟形であった。サッパの語源については、下流地方(遠州)では「雑波」の字をあて、伊那谷では「三枚舟」の意味だという人もあれば、「笹葉」だという人もあっていずれとも決しがたい。以下サッパ仕様と付属品の一例をあげよう。

図に見るとおり、この舟は艫に平板がない。サッパにも大小さまざまなものがあって、本図の例は長さ十メートルだから極めて小形である。では舟一艘にはどれだけの付属品が必要か、次の届書を見よう。

船体新造届

長野県下伊那郡大下条村十五番地

三浦喜角

安政二年三月八日生

一 小廻船 一艘 喜角号

新造 大正九年一月十五日

長さ 七間五尺

艫腕 二尺五寸五分 艫立板 二尺五寸五分

舳腕 一尺九寸 舳立板 二尺五寸

中梁 木幅四寸 厚さ 二寸一分

後梁 木幅二寸五分 厚さ 二寸

船底 横幅内法 前三尺二寸七分

中四尺二寸

後三尺八寸五分

付属品

艫權 一挺 但し長さ一丈一尺

舳權 一挺 但し長さ一丈六尺五寸

並權 一挺 但し長さ一丈五寸

棹 五本

堅サナ九挺 但し長さ一間半 幅二寸五分

厚さ一寸五分

横サナ二十挺 但し長さ三尺五寸 幅一寸六分

厚さ一寸五分

繋ぎ綱 一筋 但し長さ八尺五寸

曳き綱 四筋 但し長さ一筋につき二十六間四尺

帆 一張 但し白木綿五反半造り

合羽 三枚 但し七十枚張り 一

五十五枚張り二

垢出し 一個

鳶 二挺

右は明治二十七年五月十四日長野県令第二十号天竜川客船及び貨物取締規則を遵守し営業致したく候間この段御届けに及び候也

大正九年一月十七日

右三浦喜角 印

南島兼太郎 印

富草分署長

警部補 江幡三代治 殿

(南島家文書)

この届書の前半は舟の構造で、後半は舟に備え付けた通船に必要な品々である。權は三挺いずれも檣材で、これは

舟大工が造る。材質から見ると舳と艫の立て板及び中梁こべりはいずれも檣で、その他は杉である。縦横のサナは舟底へ敷いて、水の入った時濡れないようにする。曳き綱は舟を上流へ上げるとき、一人は舟にいて棹を使って舟の舵をとり、二人が岸を伝って舟を曳きあげる。綱の長さは一定してないが、大体四十尋(一ヒロは六尺、約一・八メートル)くらいで目方は二百七、八十匁から二百五十匁くらいである。川瀬の具合で長い綱の必要なきときもあるので六十尋も用意し、大きな石に上ったり下りたり、険しい岩場を曳くとき、綱が岩をこすったり水に濡れると弱くなつて切れ易いので、舟庄屋(舟にいる水夫長)が棹で綱を叩く。綱を叩かれると細い綱が肩に食い込んで痛い。綱を叩かれないようになるまでには一修行かかるという。

帆は五反六反七反と舟の大きさや艫頭の技術によって違つたが、六反帆で高さ十五尺、幅十二尺であつた。帆を張つて上るのは春先から土用頃までが多かつた。帆を張るには下流から吹き上げる風が最上だが、横から吹く風でも左右の手綱と耳綱の操作によって利用できた。帆の効力は大きく、順風の調子の良いときは岸を並んで走りきれないくらいだつた。

垢出しは舟に入った水を汲みだす特殊な柄杓(ひしゃく)

である。この届書にはないが、帆がある限り帆柱がなければならぬ。柱は長さ三間から三間半の檜材である。

新造船の耐用年数は、昔の通船は中間に幾度か修理を加えて八年から十年であった。今日の天竜下り遊覧船では到底そんなに使えない。昔は進水して満一年経過するとスリ（舟底のかど）を修理した。年に二回くらい小修理をして、満三年過ぎると敷板（舟の底）を全部取り換えた。建造費については明細な記録がなくて詳細はわからない。材料は板（檜・杉）と使用部分によってそれぞれ違う特殊な釘が約三十貫ほど必要である。舟大工の工賃は建築大工の工賃の二倍で、一艘を完成させるには二十五工が標準であった。

以上高瀬・鶴飼・サツパの順に天竜川の舟は改良進歩したが、この他に水運とはいえないが一部で全く特殊な舟があった。静岡県磐田郡竜川村の谷山（やま）と横山の間、天竜川には、昭和二十二年まで、バスを載せて運ぶダンペーという渡し舟があった。同じ竜川村の伊砂（いすか）へ渡る天竜川にもダンペーがあった。幅の広い舟の上に厚い板を並べた原始的なフェリーボートであった。ずっと下流の中ノ町あたりでは水車舟が大正末期まであった。流れのなるべく早いところを選んで、外側へ水車を取り付けた

舟を川中に繋ぎ止める。水の流れて水車が回る。舟の中に臼を取付けて米搗きをした。電気精米の時代になっても永く水車舟が続いたのは、特に味が良く、寿司屋や料理屋では非とせがまれて、とのことだった。

（七）舟株

江戸時代には通船を行うには舟株がなければならなかった。それで舟株の売買も行われた。しかし、舟株の発生についての資料は見当たらない。だから舟株というものはわかったようで実はほんやりとして良くわからない。思うにこれは確とした法則もなく、権力者に認められたり、長い間の習慣で一般社会がそうと思いつくようになった時、自然発生的に生まれたものようである。先に記した大角孫之丞や角倉了以、ずっと下がって正木屋清左衛門や御子柴村孫市などは権力者の許可を得た権利（舟株というべきもの）である。

しかし、それ以外にも川筋の各所に、いわゆる舟株を持っていた者がいた。川路村の四艘は高須藩の御用米運搬を名目に、諸品の運搬をしていた。

文政十二年（一八二九）河野村の弥八郎は、借金返済のため、舟株一口を村内佐治右衛門に金五両で売った（豊丘

村史)。慶応二年(一八六六)飯島町舟株持ち文蔵は新舟を造り、葛島村船頭又作に貸し(高森町史)、文化十一年(一八一四)今田村では、紙間屋事件訴訟費のため、舟株を川田村に売り渡す(二木家文書)などの事実がある。こうした記録には出ないものがたくさんあったわけで、それらは幕府の許可を得たわけでもなく、父祖の代から永年ささやかな通船をやっている、社会が一般に「株」として認めるようになったものであろう。そして時代を経て、商業経済の発展につれて舟株に資本価値が生じ、売買が行われるようになったものと考えられる。御子柴村孫市や飯田町の正木屋時代には、既に舟株が資本価値を持つ時代になっていたから、彼等の幕府から得たものは舟株よりもむしろ川の使用権のほうが重大で、それはあたかも今日のバス路線の認可のようなものだった。下久堅村史の中に次の資料が載っている。

取り替し規定一札のこと

この度高遠様天竜川筋江戸御屋敷御扶持方御廻米あそばされ候おぼしめしにて 通船御願い立てに相成り候ところ 右川筋通船の義は 先年孫市他老人より御願い立て仕り御免蒙り 当時忠左衛門差配に候ところ 右一条

については莫大の物入りこれあり これによりて 今般御願い立てにつき故障これなき様いたしたき旨仰せ聞かされ 立入人を以て御打ち合わせ相成られ 御談判におよび候ところ 双方申し分なく示談内熟相整い候趣左に一 天竜川船積荷物上下一艘につき これまで川普請諸入用の趣意として遠近に拘らず右一艘につきその度銀五匁申し請け候こと 己来(以来) 共通船相立て候限りは右同様にさせ候

但し船一艘につき荷物貳拾駄積みのつもり 壹駄銀二分五厘宛前書の通り究(決)め 連印規定一札取り替し候上は後年とも毛頭違乱御座なく候 後証のため依って件の如

安政五戊午年九月

通船元方	御子柴村	孫市
当時引受人	竜口村	忠左衛門
立入人	木下村	弥平
立入人	長岡村	織右衛門

通船御世話方	伊那村	一藏殿
同断	福島村	伝兵衛殿

孫市は文政十三年（一八三〇）、幕府の許可を得て通船を始めたが、天保六年（一八三五）経営困難になって中止したことは前に述べた通りであるが、安政頃は竜口村忠左衛門が引き継いでいた。ちょうどその時、高遠藩の江戸廻米を伊那村一蔵と福島村伝兵衛にいつけた。兩人は孫市と忠左衛門に交渉して、二十駄までの一艘につき銀五匁、それ以上は一駄につき銀二分五厘の分増し金を孫市に支払って通船させてもらうという約定書である。

江戸時代はかように舟株とか川の権利があって、通船は面倒であったが、明治になると新しく鑑札制度ができて、鑑札さえ受ければ誰でも船の運航ができるようになった。この新制度を作ったのは伊那県役所である。同役所の明治四年に定めた通舟規則は次のとおりである。

天竜川通舟規則

一 信濃の国松島町 葛島村 時又村 長沼松島村 遠州中部村 川口村 中野村 掛塚村右八か所問屋相立て申すべく候こと
附けたり 問屋庭銭の儀は下方より願ひ出させその上相当取極め申すべきこと

一 売買人相対取引、勝手次第に候えども諸穀類他国積

み出しの儀はその地へ願ひ済の上致すべきこと
附けたり 抜け穀の分は取り揚げるべきこと

一 船の儀は一艘ごとに何村誰と改めて焼き印を受けさせ、通舟差し免じ、無印の舟は差し止め候こと

附けたり 焼き印改良ならびに冥加永 舟壹艘につき壹か年何程と差出したき段右願ひ出で候上相当取極め申すべきこと

一 運賃の儀は問屋にて道のり、里数または難易の地柄より相当同わせ 至当に取極め置き申すべきこと 勝手運賃相ならざること

附けたり 勝手運賃取引のものは、相当料申し付け候こと

一 荷物の儀は嚴重相改め、船頭へ問屋人共より相改め引き渡し 運送先任問屋にて相改め 前問屋よりの送り状へ照らし合わせ、相違なき分は受取り、もし目切れ並びに不足品は舟主弁金申し付くべきこと

但し荷物により、自然目切れの品もこれあるべく、右は問屋共より吟味申しつけ 追って取り調べ申し出させ候こと

附けたり 船頭ども心得違いこれなき様 問屋共にて嚴重取締申し付くべきこと もっとも船頭共人柄かねて取

り調べ、不正の者または無籍の者は勿論差し許さざること

と
一 問屋へ掛け合わず通船致し候者は 各問屋にて差し押え、篤と相糺し候上、その所の藩県へ訴え出さずべきこと

(上郷町 浜島文書)

問屋場八か所のうち、長沼松島村は現在の天竜村満島の対岸である。川口村は二俣のことである。この八か所はいずれも江戸時代からの舟着き場であった。ただ長沼松島は地形的には対岸の満島より優れているが、後背地の関係から見ると当然満島とすべきであった。

この規則はさすが明治の世で、問屋の庭銭(手数料)も荷物運賃も、舟鑑札から冥加金(税金)まで役所で一方的に決めるのでなく、実情によって相談の上適正に決めることになっている。問屋には問屋として必要な権限を与え、船頭には間違いないよう規制を加えている。
第三項に舟の登録焼き印のことが記されているが、次の書類はその実例である。

解船御届書

第十九区上郷村南条耕地

舟主 山田周蔵

一 通船 壹艘

長さ七間三尺 中梁三尺七寸 深さ二尺三寸

右は私所持の通船解船仕り候につき、御検印切取り返上仕り候 この段お届け申し上げ候

明治九年(一八七六)六月一日 舟主 山田周蔵

筑摩県参事 高木惟矩 殿

(上郷町役場所蔵文書)

舟が古くなって廃船の時は、このように焼き印の部分を切り取って返した。新船を造った書類もある。

有税新規造船御検印願

一 船長 舳梁より艫梁まで七間五尺五寸二分 壹艘

右は私農間稼ぎのため天竜川上下荷物運輸仕りたきにつき 新規造船仕り候間 御検印成し下され候様願ひ上げ奉り候 以上

明治十年(一八七七)四月廿七日

南第十九大区二小区上郷村

願人 佐々木伊太郎

長野県権令 榑崎寛直殿

明治八年五月廿五日

右村舟持ち

御届け人 山田 周蔵

同 岡田安太郎

同 北原 文蔵

筑摩県権令 永山盛輝 殿

(上郷町役場所蔵文書)

伊那県は、明治四年(一八七二)十一月二十日筑摩県へ編入され、更に明治九年八月、筑摩県は中野県と合併して長野県となったが、明治四年に伊那県で定めた通船規則はそのまま継承され、村々の持舟調べや通船・渡船の報告を求めている。

天竜川通船御届書

第十九大区二小区上郷村

一通船 壹艘 山田 周蔵

但し延長七間三尺 舳梁三尺一寸 中梁三尺七寸

舳梁三尺一寸 深さ二尺三寸

一通船 壹艘 岡田安太郎

但し延長七間六寸 舳梁三尺五寸 中梁五尺一寸

舳梁三尺 深さ二尺六寸

一通船 壹艘 北原 文蔵

ただし延長七間一尺 舳梁四尺 中梁四尺七寸

舳梁四尺 深さ二尺三寸

右の通り天竜川通船間数取り調べ候ところ相違なく御座候間この段御届け申し上げ候 以上

これは筑摩県時代の調査に対する村一括の届書であるが、

長野県となった明治九年から十年にかけて、長野県では各村々の舟筏の運行状態や、渡船・橋梁の調査をした。これに対して諏訪湖の出口から遠州境までの村々役場から報告書が出ている(長野県町村誌)。

ともあれ、明治四年の通船規則が根幹となって、各地に問屋や通船組合が生まれ、舟賃や荷物運賃が定められた。

(八) 通船組合

明治二十六年(一八九三)十二月、時又から満島までの船頭によって乗客船組合を結成した。この組合は、下伊那地方における最初の通船組合で、時又より上流には関知し

なかつた。時又から上流には組合の結成は見られなく、個人
の自由営業であつた。

乗客船規約

今般我等協議の上、乗客船組合を設け、毎月一六三八即
ち月十二回出帆を期し、順次出帆致すべき様協同盟約の
上左の条項を規定す

第一条 当組合はその趣意を協賛するものを以て組織
す

第二条 当組合は遍く公衆の便を計り、天竜川により
通行する旅客および運搬すべき貨物を回漕し
その賃金を得て営業とす

第三条 当組合は乗客取扱所を竜丘村時又に置き、組
合長一人を選指し当組合万般の事務を整理す
乗客取扱手数料は一人につき金五錢とす

第四条 当組合は事業の発達を計り、飯田町に乗客取
扱所を置く

第五条 当組合は、特に協議員 名を置き組合長を輔
け事務を整理する 協議員は組合員より互選
し任期は一年とす ただし前任者を再選する
ことを得る

第六条 当組合は毎月一六三八順序を追い、当日午前

第六時必ず発船致すべきこと 但し雨天洪水
の場合はこの限りにあらず

第七条

当組合員は当番および次番二双は期日の前日
までに必ず時又定繫所に参着せしむべきこと
当番順序は抽選により定むるものとすといえ
ども時にやむを得ず差し支えを生ずる時は組
合中に置いて代わりてその義務を果たすこと

第八条

当組合員たる者は、保証金として一雙につき
金五円を時又乗客取扱所に預け置くこと

第九条

当組合は乗客の便を計り、掲載の場所に置い
て十分間以内の停船を是認す

大島 川田 御供 満島

第十条

当組合は乗客人より左表規定の賃金を申し受
くべし

時又より大島まで 金 十二錢

大島より御供まで 金 十六錢

御供より平岡まで 金 十 錢

御供より富山まで 金 廿四錢

御供より白神まで 金 三十四錢

御供より中部まで 金 六十四錢

御供より西渡まで 金七十四錢

御供より戸倉まで 金八十錢

御供より川口まで 金九十錢

御供より中ノ町まで 金壹円

第十一條 船長は船夫を統御し、鄭重を旨とし、凡て乘客の不信任を醸さざるよう注意すべし 乗客人もし一乗船切符を所持せざるときは一切これを拒絶すべし

第十二條 組合員たるものは各自徳義を重んじ、苟もその体面に関するごとき汚行あるべからず

第十三條 当組合はその基礎を堅めんがため特に一艘の所得金高十五円を超過する時は、その超過高の二分の一を割き乗客取扱所へ預け置くこと但し一艘所得金十五円以下なる場合においては、一切支払いのこと。乗客取扱所へ預け置きたる金額は、協議員の協議の上これを処置す

第十四條 当組合は便宜上数区に分画す

第十五條 当組合収益金分配は、各区の協議により協議員の手を経て乗客取扱所より分配するものとす

第十六條 以上既定組合規約は協議員三分の二以上協賛するにあらざれば変更することを得ず 当組合員にして前条規約に背き或は凡て不都合の行爲ある者は協議の上その事実の輕重を酌量し決議により保証金を没収し或は同盟を削除することあるべし

これが明治二十六年（一八九三）にできた最初の規約であるが、細則も何もないところをみると、まだ不十分な規約である。例えば荷物の運賃はどうなのか、便宜上数区に分割するとあるが、それはどういう区分か、新規加入希望者の処遇はどうするか等々問題は多い。それで明治二十八年（一八九五）と明治三十年（一八九七）に追加規約を設けた。以下煩雜をさけるために追加規約の重要なものをひらって列挙する。

一 組合の剰余金は駅通局へ貯金すること

一 毎年四月一日より全三十日まで、秋葉山・奥山半

僧坊・豊川稻荷の祭典につき敬神の意を表したる者

一人につき十五錢づつ割引すること 但し中途上り

はこの限りにあらず

一 買切り船運賃は左のごとし

- 中野町まで壹艘十六人 金二十円
- 戸倉まで 壹艘十六人 金十五円
- 但し手数料金 一割
- 一 新調組合員たらんとする者は、積立金応分の割合及び保証金を受け取るものとす
- 一 普通貨物上下運賃は左の通りとす

(便宜上表にする)

表13 普通貨物運賃表

区	間	下り	上り	区	間	下り	上り
時又	御供間	一〇銭	四〇銭	御供	坂館間	一六銭	四〇銭
御供	大島間	七銭	二五銭	御供	大島間	二二銭	六〇銭
御供	明島間	二銭五厘	八銭	御供	白抽間	二六銭	七〇銭
御供	満島間	七銭	一〇銭	御供	中部間	三六銭	九〇銭
御供	萬葉間	一〇銭	一〇銭	御供	西浦間	四二銭	一〇〇銭
御供	中屋二郎間	三〇銭	三〇銭	御供	一俣間	四六銭	一〇〇銭
御供	小沢間	二三銭	二五銭	御供	中ノ町間	五六銭	一三五銭

この追加規約も普通貨物とはどんなものか、その重量が明示されていないのが不備である。この表の中の「中谷三郎」は現在の「中井侍」で、ここは人口希薄で下り荷がほとんどなく、上り荷は楮が多かった(運輸貨物の項参照)。以上は明治二十八年追加規則であるが、三十年には物価高の理由により、乗客及び貨物運賃の増額をきめた。その中で買切り船の項のみ次に掲げる。

一 仕立船賃金額を左の二種に改正す

(一) 金二十八円 時又より中ノ町まで平水仕立船

内国人

この支出左の通り

一、金一円五十銭 組合費に相除く

一、金二円八十銭 廻漕店手数料

一、金二十三円七十銭 水夫長へ支払い

(二) 金三十三円 時又より中ノ町まで平水仕立船

外国人

一、金二円 組合費

一、金三円 廻漕店手数料

一、金三円 組合運動費

一、金二十五円 水夫長へ支払い

二俣から下流地方は、前述した通り大きな材木商や廻漕業者がいて、明治二十二年に「遠江材木商同業組合」を組織し木材輸送に当たった。これに続いて明治二十七年天竜川通船組合も設立された。この両組合は久根鉦山とも協定して天竜川の浚渫工事などに努力した。

下伊那地方における乗客船組合は、上流は時又から平岡まで広範囲の組合員を持つものであったから、これを地区

別に支部を作つて運営する必要から、最初の規約にそのことが現れている。それが大正二年になって乗船組合が解散となり、小区域の水夫組合となった。組合名と所屬地域をみると次の通りである。

伊久間組合（伊久間・阿島・知久平）

竜江竜丘組合（時又・今田・川路）

大下条組合（川田・御供・神子谷・中谷・深見・大島・温田）

満島組合（満島・鶯巢・福島・小沢・佐太）

こうして小組合が分立したが、一面また大きな問題に対しては連合会組織をもつて対処した。三信鉄道開通による補償問題や泰阜発電所建設による補償問題などである。三信鉄道開通によつて通船業者は職を奪われると交渉の結果、その賠償は次のようなものであった。

筏乗り 一人五十円

舟一艘 新船二百円 古船百六十円

船頭 一人八十円

浜背負い 一人十八円

古来天竜川沿岸住民の県郡外物資の供給及び搬出は通船及び筏の便によるの外他に方法これなく従つてこれに従

事する当天竜川通船営業組合員は生活の資料となし来たり候処、ここに指令認可相なるべく候天竜川水力電気会社が起工着手せらるる時は多数の組合員は直ちに営業に従事すること能わざる結果となり、職に離れ生活の道を失い、他に転業するの止むを得ざる等悲惨なる状況と相成るべく候については、貴職において天竜川水力電気工事者に対し、吾々営業者に相当の補償をなさしむるよう御配慮煩わしたく、この段陳情に及び候也

昭和四年一月

天竜川通船営業組合長

下伊那郡大下条村八十二番地

南島 兼太郎（南島資料）

長野県知事 千葉 了殿

天竜川を堰切つて堰堤を築かれたら、完全に通船は終わるのだから、これは重大な問題に違いない。

次に組合員数はどれくらいあったらどうか。さいわい大正九年の大下条組合の名簿があるので、それによって人数だけを記しておく。これによって他の組合及び下伊那の組合員数を推測する外はない。

川田 二十人 御供 四人 神子谷 十人

中谷 六人 深見 一人 大島 七人

秦阜(温田) 十六人 計六十四人

【老水夫の話】

この話は明治三十年から昭和四、五年頃まで天竜川で船頭を勤めた熊谷啓一さんから聞いたものである。

天竜川で船頭の多くいたところは、伊久間・時又・今

田・大島・川田・御供・満島・鶯巢・小沢(以上伊那谷)富山・佐太・山室・中部・西渡・戸倉・西川・横山・

船明・川口・鹿島・池田・中ノ町(以上静岡県)等で、

特に伊久間・満島・中部・鹿島には大勢いた。

腕のいいのといえ、筏乗りでも船頭でも平岡だったが、時又の首定(渡辺捨治)という船頭は天竜川きって

の腕利きだった。

舟大工は以前には満島に三人、川田に二、三人、中部

に七、八人、二俣に七、八人いたが、今(昭和二十年以後)は満島と川田に一人ずついるだけになってしまった。

満島へは中部の大工がきて新造したこともあるし、二俣へ新造舟を注文したこともある。

船頭は朝暗いうちから仕事にかかる。夕方は早く上がる。三人が協力して一日中真剣に働くことでは、船頭ほどのものは少ないかもしれない。三人の中の一人は庄屋

といって、問屋と交渉したり、若者の失敗の後始末でも荷物のことや金銭の出入りでも一切の責任を負う。庄屋は仕事ができるばかりでなく、信用がなければ勤まらぬ。信用がなかったら、仕事に出ても相手にしてくれないから、何もできない。二人の若者が宿についても、庄屋は明日の荷物について問屋なり荷主なりと交渉したり、荷渡しをするまで責任を持ち、運賃受取りや宿の諸雑費勘定まで全部やる。洪水の場合、長く仕事のできないときは庄屋が若者の生活もみた。

毎年新年宴会のとき、庄屋同士、若者同士話し合って、一年の乗り組みをきめた。一旦乗り組みがきまると、非常に仲よく協力した。庄屋は非常に堅く、もし狡い庄屋があると若い者にびしびしやられた。それを庄屋の恥とした。舟の乗り上げは師走の二十八日頃だった。その晩庄屋の家で祝いをして、若者にハッピーや股引をやって労をいたわった。新年の初乗りの前夜は祝いをやり、初舟から帰ると、その儲けだけは庄屋が祝いに出した。盆も気付けをした。

庄屋は若い者をきめつける場合もあるが、若者はそれを素直に聞いた。その代わり三人は常に協力して、他の組に劣らぬよう競争でやった。

庄屋の信用程度によって荷物が違った。良い庄屋は敷金の多くついた軽くて運賃の高いものを選ぶことができた。

高い運賃の物 菓・反物・化粧品・酒・缶詰・紙・

麺類・魚・下駄

安い運賃の物 肥料・穀類・醬油

若い者は意見はいうが庄屋にはきれいに任せた。任せられた以上庄屋はあくまで頑張った。損得でなく顔の立つということを最上の喜びとした。

【支流通舟】

気田川 犬居まで

浦川 浦川町まで 三信鉄道のできるまで

遠山川 和田まで 満島組合の舟が入った

阿知川 下瀬までわずかに通った時がある

【遭難と信仰】

天竜川は大変な荒れ川で、昔から筏乗りや船頭がどれほど死んだか知れない。板子一枚下は地獄だといわれたもので、毎日が命がけの仕事だった。一分一秒も油断は出来ない。大勢の人たちの犠牲は決して人ごとではない。いつ自分の身に降りかかるかわからない。そうした犠牲者の出た所は天竜峡から西渡の間が多かった。だから筏乗りや船頭

たちは、亡くなった先輩の霊を慰めるのと同時に、自分たちの安全を祈って、遭難現場近くへ供養塔を建てたり、水の神様として金比羅様や水神様や椎ヶ脇神社を祀った。

天竜川の難所近

くには至る所に供養塔や水神様がある。三穂の立石寺は柿観音といわれ、年の暮にはたくさん柿が舟で下った。それで船頭たちが立派な絵馬を上げてある。川田の天伯社にも船頭たち大勢で上げた絵馬がある。

(九) 輸送貨物と乗客

【貨物】

陸上交通の発達以前の伊那谷南部から北遠地方は、川舟

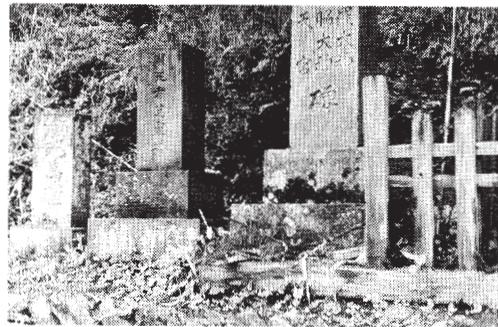


写真 9 せば石の溺死者万霊塔
(磐田郡佐久間町)

- 一 楮 六千三百十六貫八百匁 満島村
- 一 楮 五千四百七十一貫八百匁 鶯巢村
- ノ 一万二千七百八十八貫六百匁

これを一船に百貫積んだとしても百十八艘が必要となる。わずか二か村でこの量である。西渡から天竜峡までの村々から積み込む楮の量は想像に余るものだったに違いない。この製品の一部が再び舟で下ったのである。

静岡県地籍には伊那谷と違った舟運があった。山香村（佐久間町）の久根鉾山と竜山村の峰の沢鉾山で、この両山の鉾石は川舟で東海道天竜川駅まで下った。明治三十三年以来昭和十二年三信鉄道開通まで三十数年は西渡以南の天竜川は鉾石舟で賑った。一方気田川上流の大森林に目をつけた王子製紙は、気田工場を建てさらに中部工場をも建て、大鹿および遠山から莫大な材木を伐りだして製紙工業を始めた。明治三十二年のことである。この工場製品も川舟で天竜川を下った。西渡から下流は鉾石舟と紙舟が入り乱れて大変な活気をみせた。だが大正十三年、原料材木不足によって王子製紙工場が北海道苫小牧へ移って紙舟下りは終わった。

今まで天竜川通船の上り下り貨物について記してきたが、

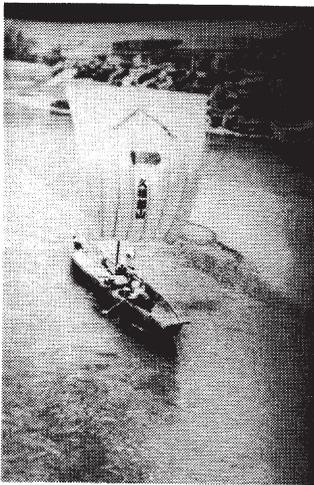


写真17. 浜松平野部の天竜川を遡上する久根鉾山の鉾石舟

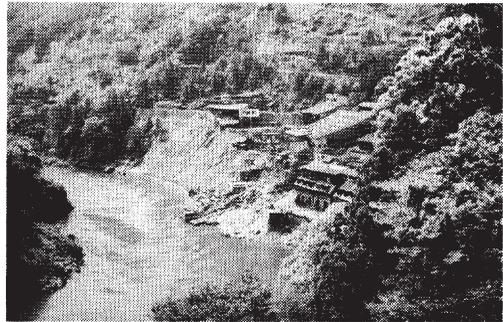


写真16. 久根鉾山（佐久間町久根）

天竜川の断崖に立地して、ここから鉾石舟が下った。

それはある時期にそうだったということで、実はそう単純一概にはいえない複雑な動きをしている。それは陸上交通の關係である。例えば、塩は掛塚から飯田近くまで舟で上がっていたが、中央東線が辰野まで開通すると、上伊那方面から下伊那へ来るようになった。蜜柑や石油・魚なども同じ経路をたどっている。

【乗船客】

運輸物資は上り舟にも下り船にも載せたから、大変複雑な動きになっているが、乗船客は下り舟のみで、上り舟は日数がかかるので利用者はなかった。ごく短い区間を舟を利用するということは、かなり古く江戸時代初期から行われたと考えられるが、資料に残るものではなくて、幕末天保十二年（一八四二）八月、名優七代目市川團十郎は、川路村で興業を終わると陸路川田村まで歩いて、そこから中部まで舟に乗って下った（「団十郎旅日記遊行山猿」）。

翌天保十三年十二月、瀬尻村（竜山村）の茂左衛門・卯太右衛門の両人は、中泉代官所へ急用のため舟で下る（渥美家文書）。瀬尻から中泉（磐田市）までは陸路十二、三里の道程で、一日にはきついで道であるが、舟なら半日足らずで行ける。殊に急用の場合だから随分便利だったに違いない。

明治二年（一八六九）六月二十二日、伊那県会計方天竜開港掛西岡五郎左衛門は飯島より掛塚まで天竜を下る（満島、花田文書）。有名人や公用の記録も甚だ少ないが、庶民の私用の記録は全く見当たらない。だが秋葉神社の代参など江戸時代から行われたので、その中には舟の利用者もかなりあったことと思われる。

下って明治になると、前記のように伊那県庁で天竜川通運を重視し、開港係に巡視させるなどのこともあって、順次一般の関心も高まり、同十五年（一八八二）、星亨の天竜下り、続いて目下部鳴鶴の天竜峽遊覧十勝選びが行われ、一層その名が知られるようになり、やがて日本アルプスの恩人ウエストンの二十四年（一八九一）と二十六年（一九一三）の二度にわたる天竜下りとその名文は、内外人の觀光ブームを呼び、国内では宮家・学者・政治家・文人・画家など、外国人ではコンノート殿下を始め大使館員・商社マン等々異常なまでの天竜下り熱が大正時代まで続いた。貴顕紳士や有名人の舟下りは、貸し切り舟で華やかであったが、明治二十六年に始まった月十二航の定期船の乗客の名前はわからないが、定期船組合規約にもある通り、毎年四月一杯は秋葉山・奥山半僧坊・豊川稲荷参詣の乗客は十五銭の割引をすることになっているのをもみても、伊那谷の

人達の楽しい旅姿が忍ばれる。

あとがき

「語りつぐ天竜川」は多くの方々によって、様々の面から地域の人々に教えることが多い。発刊趣意にある通り、執筆者の自由な立場で書くことを認められていることが、一層多面的な良いものになっていると思う。

「川を治めるものは国を治める」はエジプトや中国のみでなく、天竜川においても豊かな地域作りの大きな一面を担っている大事である。本シリーズにおいても治水(堤防)関係のものが多いのは当然のことと思うが、総合治水の上から、「流域の地質」「流域地方の林相」または「流域地方の森林行政」なども是非加えて欲しい。そうした点で「伊那谷の気象」は当を得たものであった。

更にまた川そのものが、交通上支障になる場合と利用される場合があるので、要請によって前者の場合に「天竜川の橋」を書いた。後者の場合として「天竜川の水運」の概要を書かせていただいた。これは拙著「天竜川交通史」と「天竜川筏考」の二編を中心に圧縮した概要であることを諒せられたい。

平成二年八月

日下部 新一

日下部 新一 (くさかべ しんいち)

明治39年10月下伊那郡豊丘村河野に生れる。
長野県下で小中学校の教師を35年間勤めた。
現在 県史地方委員 県民芸術祭運営委員。
平成2年9月 多年の人形芝居保存活動に対して「中日社会功労賞」
が授与された。

著書 『黒田人形』 『木曾のお伝馬』 『天竜川交通史』
『市村威人先生伝』 『未来への教育』
共著 『上郷町誌』

天竜川の水運

平成3年3月15日 発行

企画 発行	建設省中部地方建設局 天竜川上流工事事務所	長野県駒ヶ根市上穂南7-10 〒399-41 ☎0265-82 3251
著者	日下部 新一	長野県下伊那郡上郷町高松 〒395 ☎0265-22-7405
編集	(有)北原技術事務所	長野県南安曇郡豊科町高家5279 〒399-82 ☎0263-72 6061
印刷	双葉印刷(有)	長野県松本市城東2-2-6 〒390 ☎0263 32 2263

表紙：レザック・つむぎ(こうぞ) 本文：書籍用紙70kg 本文：9ホ

「語りつぐ天竜川」の発刊にあたって

天竜川は独特の形態をもつ河川です。上流部は諏訪湖が洪水を調整して比較的穏やかな表情をしています。後背に多雨域をもつ三峰川・小渋川・太田切川などの支川を合流するたびに、洪水とともに大量の土砂を受け入れて一気に急流土砂河川の様相を呈し、途中多くの狭窄部の間に氾濫原を形成してきています。

一方、この氾濫原は伊那谷の穀倉地帯でもあり、地先の人々は出水ごとに氾濫する天竜川との間に涙ぐましい闘いを繰り返してきました。反面、天竜川は母なる川として地域の人々の生活を支え潤してきました。田畑を灌漑し、漁獲をもたらし、山深い信州と他国を結ぶ物資の交流の場でもありました。情操のうえでも深い関わりがあり、独特の風土や文化を育んできました。伊那谷の風土は天竜川と無関係ではあり得ません。今後とも、天竜川を危険なものとして遠ざけたり、水があるからといって過度に取水したり、汚したりすることは避けねばなりません。

この天竜川を鎮め、水を高度に利用するための地元の長い営みの後を受けて、昭和12年から砂防を、昭和22年から河川を国が直轄事業として取り組むようになり、その間地域の皆様からの多大なご協力のもとに、天竜川の安全性は格段に向上しました。しかし安心は出来ません。絶えず流域の変貌をみつめ、河川施設の整備と維持管理を図っていかなければなりません。また、水害防止と利水に一応の成果をみた現在、地域にとって望ましい天竜川の姿を考え、その方向に向けて管理してゆくことがこれからの課題であると考えます。

「語りつぐ天竜川」は、天竜川の治水に関する地域の知見や経験を収集し、広く地域共有の知識とすることにより、地域の方に天竜川に対する認識を深めていただき、よりよい天竜川を築いていくことに役立ちたいと考え発行するものです。

なお、ご執筆いただいた方々には、自由な立場からお考えを披瀝していただいていますので、建設省の見解とは異なる場合がありますことを付言します。

建設省中部地方建設局天竜川上流工事事務所
所長 北川 明

「語りつぐ天竜川」目録

1. 伊那谷の気象 米山啓一著
2. 天竜川上流域の立地と災害 北沢秋司著
3. 天竜川に於ける河川計画の歩み 鈴木徳行著
4. 総合治水の思想 上條宏之著
5. 総合治水と森林と 中野秀章著
6. 伊久間地先に於ける天竜川の変遷 松澤武著
7. 天竜峡で見た天竜川水位の変遷 今村真直著
8. 村境は不思議だ 平沢清人著
9. 諏訪湖の富栄養化と生物群集の変遷 倉沢秀夫著
10. 諏訪湖の御神渡り 米山啓一著
11. 理兵衛堤防 下平元護著
12. 近世 天竜川の治水 -伊那郡松島村- 市川脩三著
13. 川筋の変遷 -天竜川と三峰川の場合- 唐沢和雄著
14. 伊那谷山岳部の降雨特性 宮崎敏孝著
15. 天竜川の橋 日下部新一著
16. 伊東伝兵衛と伝兵衛五井 北原優美編
17. 天竜川の魚や虫たち 橋爪寿門著
18. 天竜川のホタル 勝野重美著
19. 天竜川流域の村々 松澤武著
20. 小波川水系に生きる -人と水と土と木と- 中村寿人著
21. ものがたり 理兵衛堤防 森岡忠一著
22. 量地指南に見る 江戸時代中期の測量術 吉澤孝和著
23. 土木技術と生物学 -生きものを扱う技術- 亀山章著
(以上既刊)
24. 戦国時代の天竜川 笹本正治著
25. 天竜川の水運 日下部新一著
26. 惣兵衛川除 市村咸人著
27. 紙芝居 開墾堤防 -下伊那郡豊丘村伴野- 竹村浪の人著
28. 昭和36年伊那谷大水害の気象 奥田穰著
(発刊中)